

令和3年度第2回川越市国際化基本計画審議会 次第

日 時 令和3年8月26日(木)

午後2時より

場 所 東庁舎2階教育委員会室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 川越市国際化基本計画原案について

(2) その他

4 閉 会

(配布資料)

【資料 1】川越市国際化基本計画原案について

【参考資料1】第五次計画「素案」⇒「原案」構成変更について

【参考資料2】川越市国際化基本計画審議会委員名簿

第五次川越市国際化基本計画 原案

(令和3年8月26日)

第1章 川越市国際化基本計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成11(1999)年3月に「国際性のある人づくり、まちづくり」を目的とした「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」を定めて以来、第二次川越市国際化基本計画から第四次川越市国際化基本計画まで継続して、国際化や多文化共生に係る国際化基本計画を策定し、地域の国際化と多文化共生社会の実現を目指してきました。

この間、本市における外国籍市民数は大幅に増加し、その国籍や在留資格等の内訳も多様化してきています。

国においても、令和元(2019)年に新たな在留資格である「特定技能」の創設等を目的とした改正出入国管理及び難民認定法を施行し、海外人材の受入れに明確に舵を切ったことから、本市においても、引き続き外国籍市民の更なる増加が見込まれています。

その一方で、近年の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の流行といった未曾有の事態に、外国籍市民を含む人々の生活には大きな影響が出ていますが、日本語が不自由な外国籍市民への対応はいまだ十分とは言えない状況にあります。

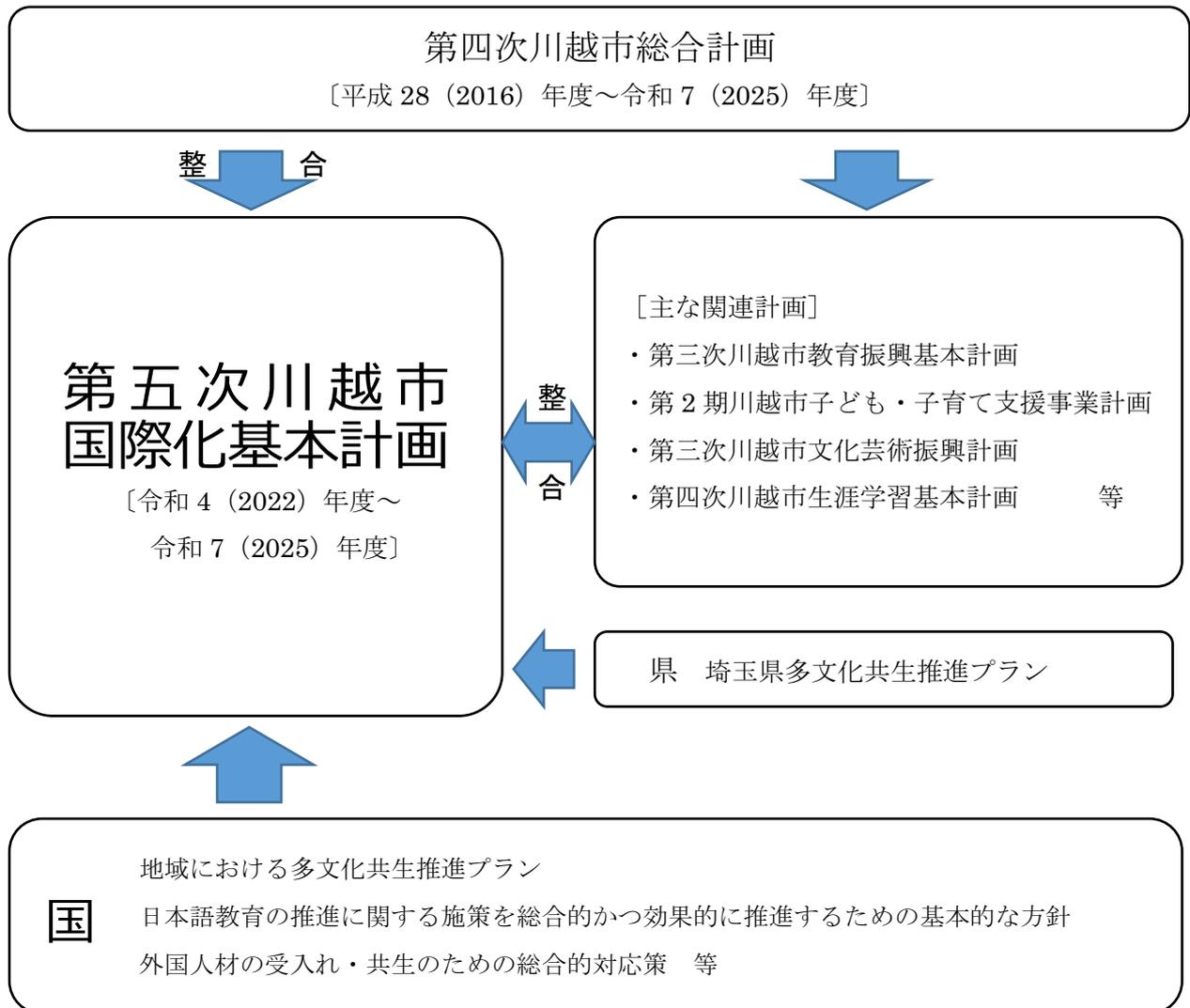
また、地域社会における人々の中には、外国籍市民が市内に居住することに対して不安や懸念を示す人も少なくありません。

そのため、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、誰もが安心できる、外国籍市民との共生社会の実現に向けた環境を整えることがますます求められています。

このような状況において、外国籍市民と日本人市民双方を対象とした市民意識アンケート調査等に基づく本市の現状と課題や第四次計画における取組の評価を踏まえながら、本市における国際化や多文化共生社会の実現を体系的、総合的に推進するため「第五次川越市国際化基本計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、本市の目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や方策を定めた「第四次川越市総合計画」を上位計画とし、総合計画の個別計画として策定されている関連計画との整合を図りながら、本市の国際化及び多文化共生施策など必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



3. 計画の期間

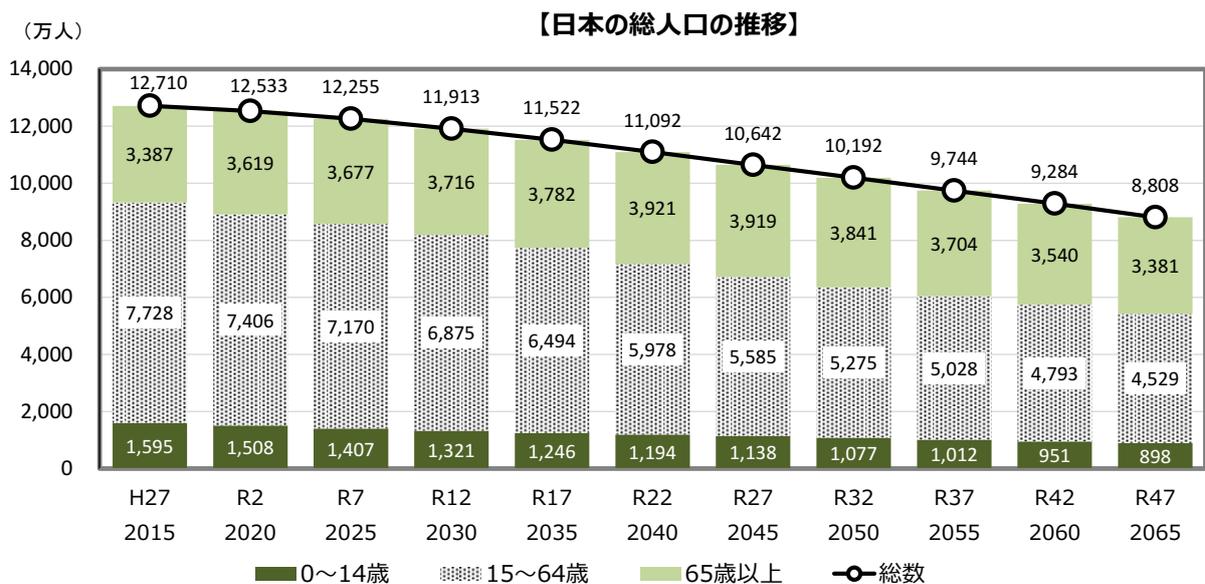
本計画の実施期間は、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度の 4 年間とします。

4. 本市を取り巻く現状と課題

(1)国際化や多文化共生に関する社会情勢

ア 人口減少と少子高齢化の進行

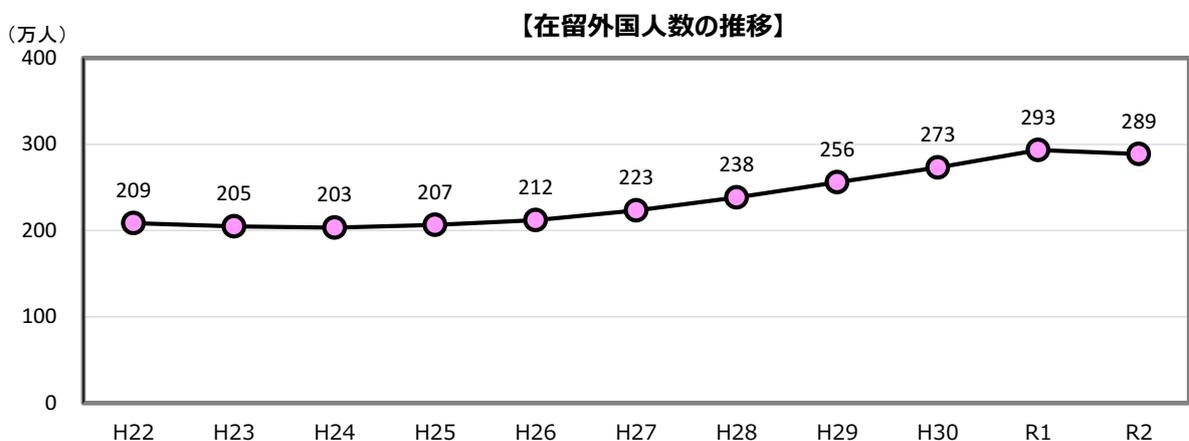
我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、令和 11（2029）年には 1 億 2,000 万人、令和 35（2053）年には 1 億人を下回ると推計されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」

イ 在留外国人数の増加

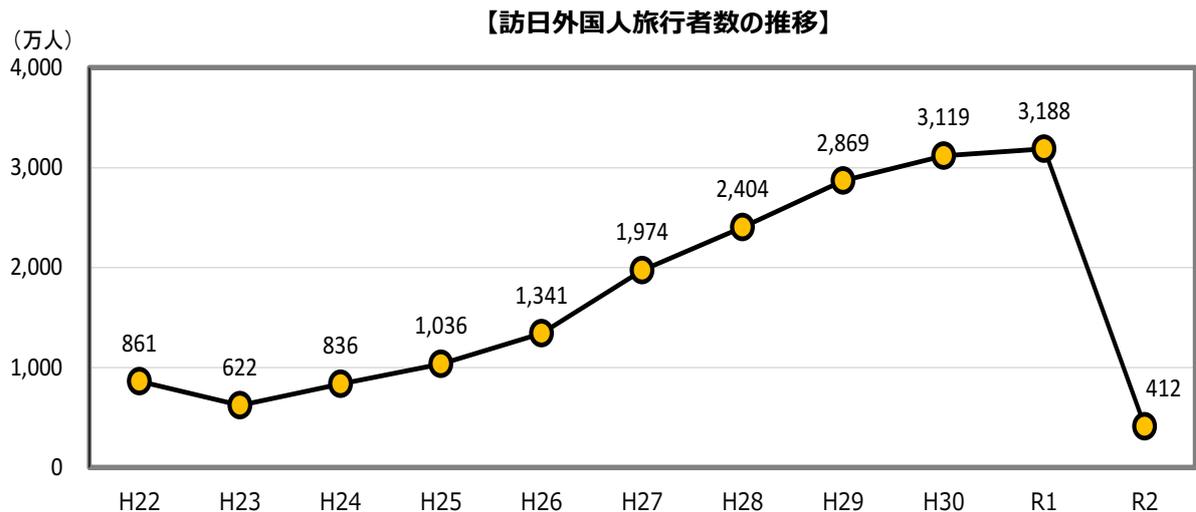
法務省の「在留外国人統計」によると、日本に在留する外国人は令和元（2019）年 12 月末日時点で約 293 万人と過去最多を記録し、日本の総人口に占める割合も 2%を超えています。



資料：在留外国人統計（各年 12 月末日時点、但し R2 は 6 月末日時点）

ウ 訪日外国人旅行者の増加

令和元（2019）年、日本を訪れた外国人旅行者の数は、過去最高の約 3,188 万 2 千人を記録しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限措置の影響により、令和 2（2020）年は 412 万人にとどまりました。かつてない下落幅になりましたが、コロナが収束した場合は、日本を訪れる外国人旅行者数は徐々に増加基調に回復すると考えられます。



資料：日本政府観光局

エ 深刻化する気象災害・自然災害

近年、突発的な集中豪雨に伴う水害が頻発するなど、地球温暖化の影響により気象災害が激甚化しているとともに、大規模な地震等の自然災害の発生も今後予測されています。日本語が不自由な外国人は、日本の災害の特徴や対応策について認識が乏しく、また言葉の壁により防災情報を届けにくいことから、災害時に自力で避難することが困難な要配慮者に該当します。災害時に外国人も取り残さない避難対策を講じることは、多文化共生社会における重要な課題です。

オ 持続可能な開発目標（SDGs※）の推進機運の高まり

国連が平成 27（2015）年 9 月に掲げた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「人や国の不平等をなくそう」という目標を 17 のゴールの一つに掲げ、令和 12（2030）年までに、「年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位、その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力を向上させて、社会的、経済的、政治的に関与できるよう促進する」と定めています。

すべての市民が互いの立場を尊重し、安心して快適な市民生活を送ることができる多文化共生社会の構築が求められていることから、誰一人として取り残さないことを目指した SDGs の理念に沿って、外国籍市民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくことが大切です。

※SDGs とは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。



(2)国際化や多文化共生に関する国の現状

1980年代に自治省（現総務省）が「国際交流」と「国際協力」の2つを柱とした地域の国際化推進を複数の指針で示し、平成18（2006）年3月には、総務省が各自治体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定を促すため「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、「地域における多文化共生」が第3の柱として掲げられました。

このプランでは国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを推進する必要性が強調されています。

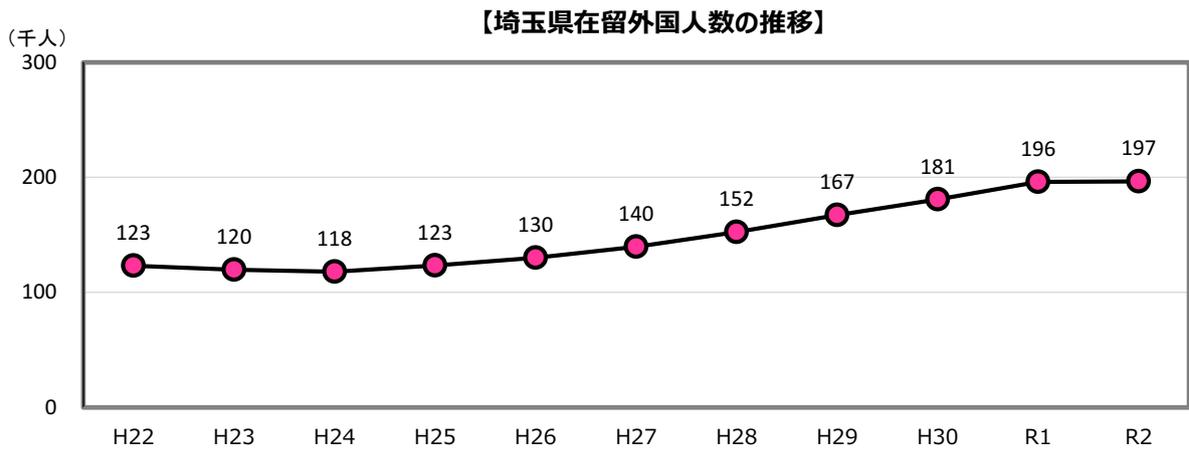
また、在留外国人の増加と新たな在留資格である「特定技能」の創設を含む「出入国管理及び難民認定法」の改正（平成30年法律第102号）を踏まえ、関係閣僚会議において、平成30（2018）年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられました。さらに、令和元（2019）年6月には、総合的対応策の充実に向けた主な施策が示され、令和2（2020）年の7月にはその改訂版も取りまとめられました。

なお、令和2年（2020）年9月には、総務省が14年ぶりに「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行い、従前の取組に加えて「地域活性化の推進やグローバル化への対応」が新たに追加され、外国籍市民との連携・協働など外国人材活用の視点を強く打ち出しています。

(3)国際化や多文化共生に関する埼玉県の実況

令和元（2019）年 12 月末時点の埼玉県の外国人住民数は 19 万 6,043 人、人口に占める割合は 2.67%で、住民数は全国の都道府県別で第 5 位の多さとなっています。

また、平成 12（2000）年末と比較すると、県内の外国人住民数は 3.1 倍、人口に占める割合は 1.77 ポイントの上昇となっており、外国人の定住化が顕著に表れています。



資料：在留外国人統計（各年 12 月末時点、但し R2 は 6 月末時点）

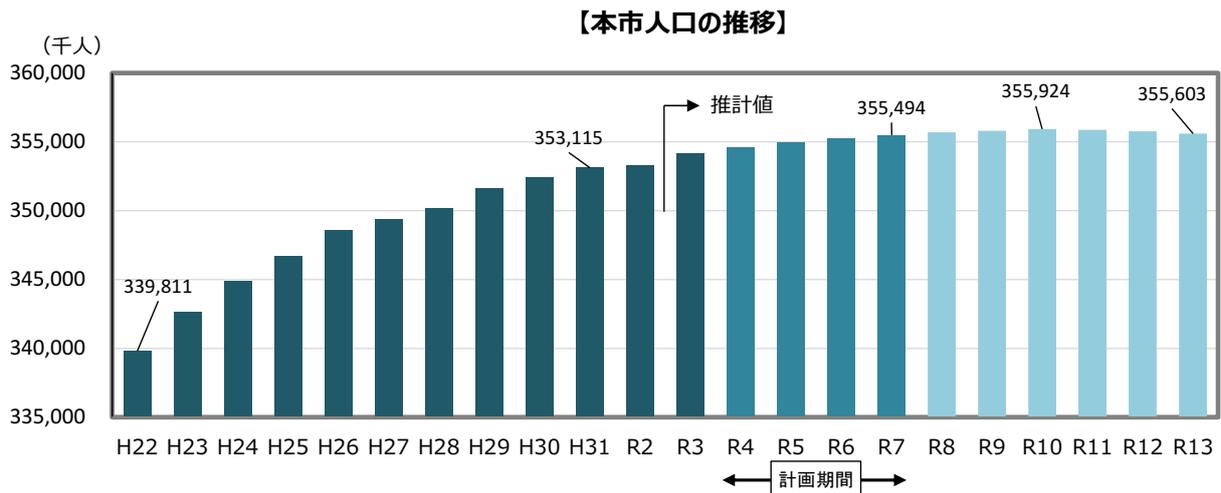
埼玉県においては、平成 29（2017）年に「埼玉県多文化共生推進プラン」を改定し、「日本人と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を基本目標として、外国人住民を支援の対象として捉えるのではなく、日本人と共に社会を担っていく存在と捉え、それぞれの個性と能力を十分に生かせる社会づくりを目指した多文化共生の取組を推進しています。

(4)国際化や多文化共生に関する川越市の現状

ア 川越市における外国籍市民に関する統計データ

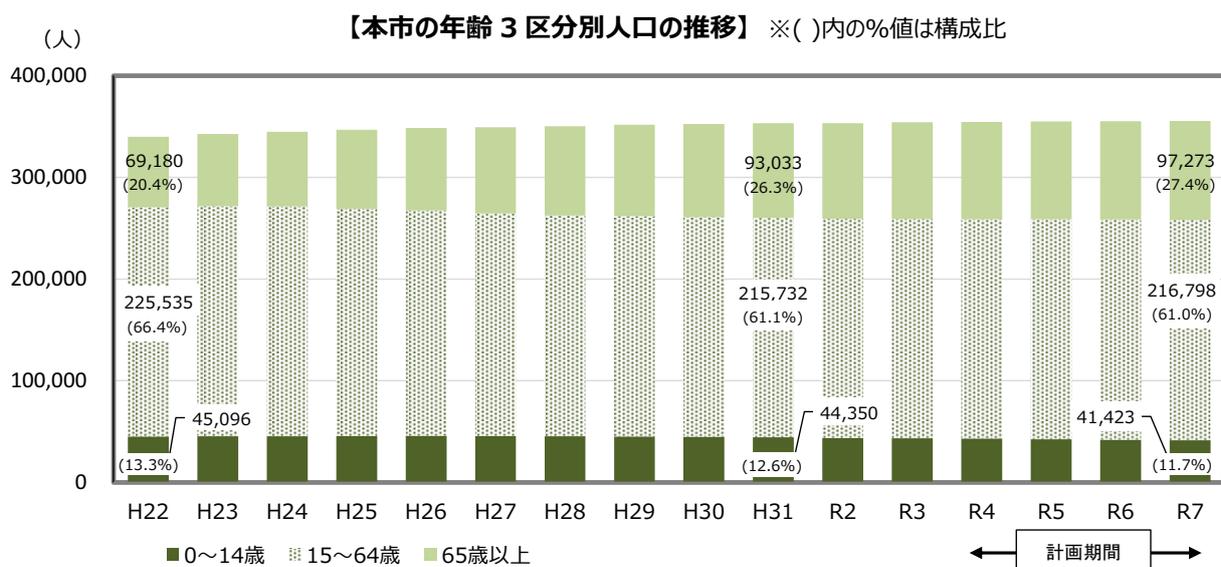
①本市の総人口の推移

市の推計では、人口の伸び率は落ち着きを見せながらも、微増で推移する見込みですが、令和 10（2028）年をピークに総人口は減少局面に入っていくことが見込まれます。



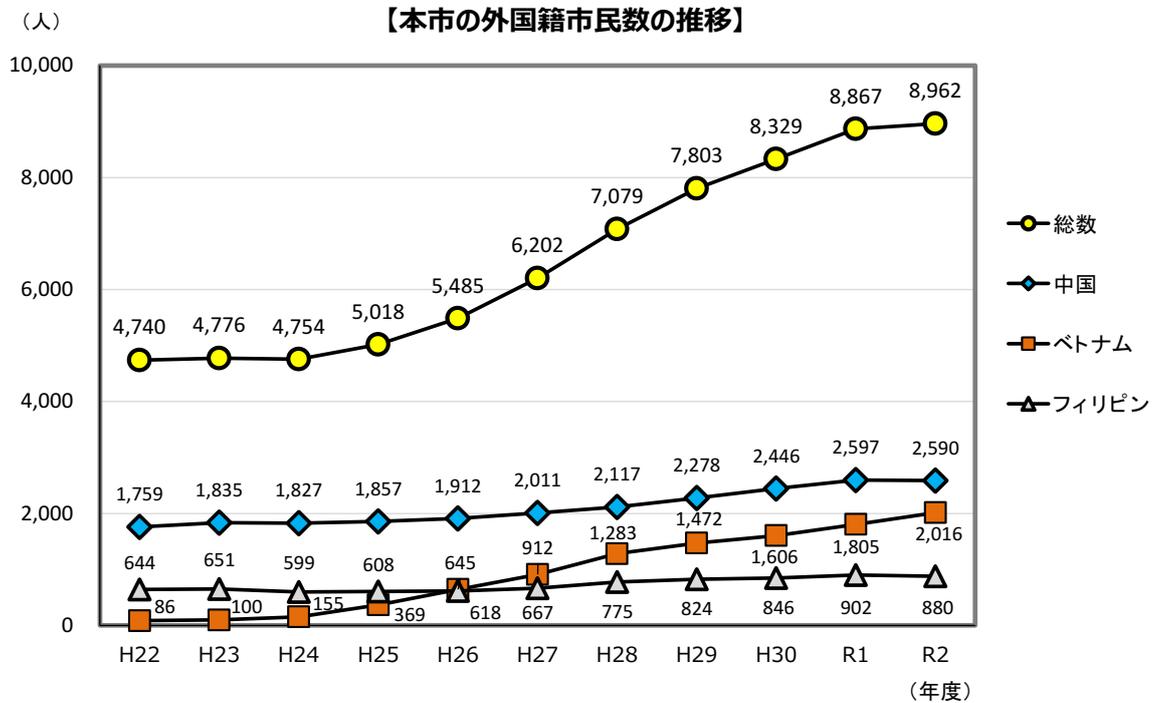
②本市人口の年齢別構成

本市の人口の年齢別構成は、生産年齢人口（15～64 歳）が横ばい傾向で推移する一方、年少人口（0～14 歳）が減少し、高齢者人口（65 歳以上）が増加することが見込まれます。



③外国籍市民数の推移

本市に在住する外国籍市民は 8,962 人（令和 3 年 3 月末日時点）で、人口の約 2.5% を占め、10 年前に比べて約 1.9 倍に増加しています。また、出身地も 88 の国や地域と広範囲に及んでいます。

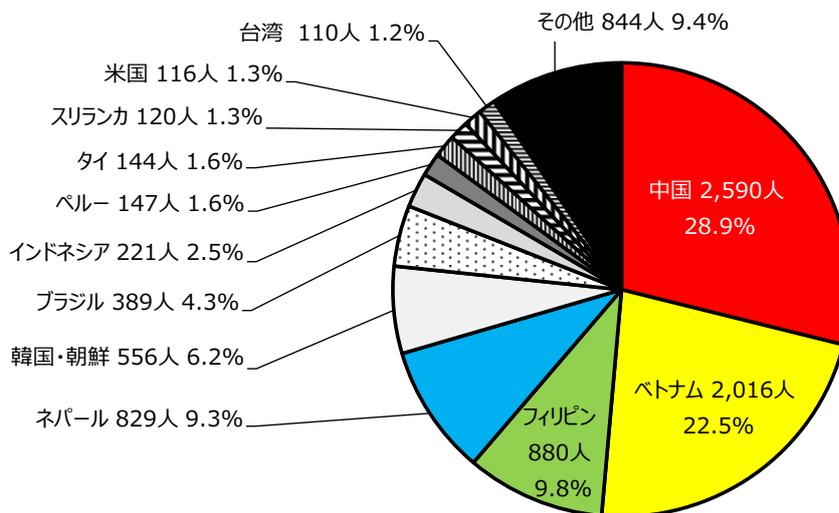


資料：川越市住民基本台帳（各年度末時点）

④国籍別比率の内訳

国籍別の内訳として、中国、ベトナム、フィリピン、ネパール、韓国・朝鮮といった東アジア及び南アジア諸国（地域）出身の外国籍市民が多い点が特徴です。

【本市の外国籍市民の国籍別比率】

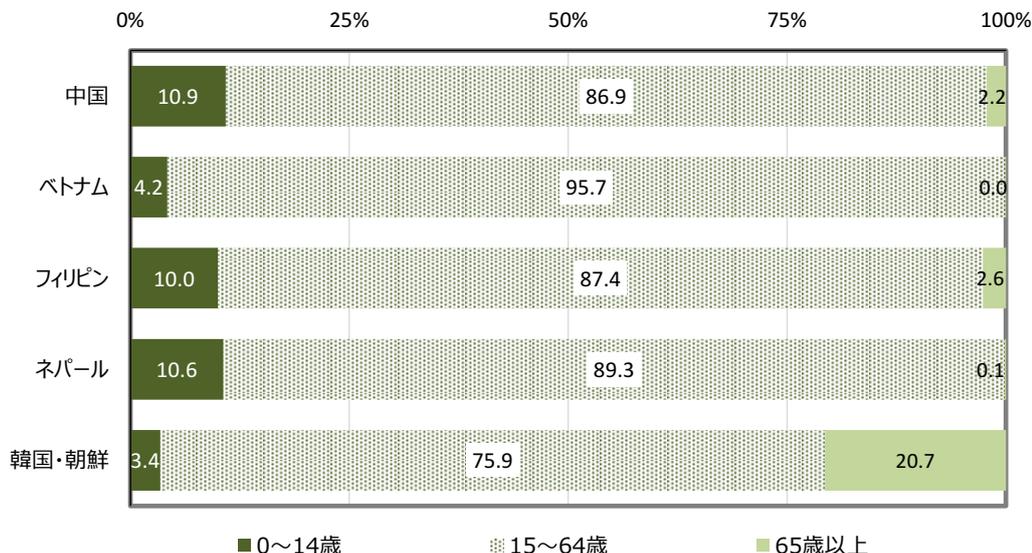


資料：川越市住民基本台帳（令和2年度末時点）

⑤主要5国籍の年齢区分別比率

主要国別に年齢3区分別比率をみると、「ベトナム」国籍では65歳以上の老年人口が殆どおらず、0～14歳の年少人口も他の国籍の半分以下となっています。一方「韓国・朝鮮」国籍では65歳以上の老年人口が2割を超えています。

【主要5国籍の市民の年齢3区分別比率】

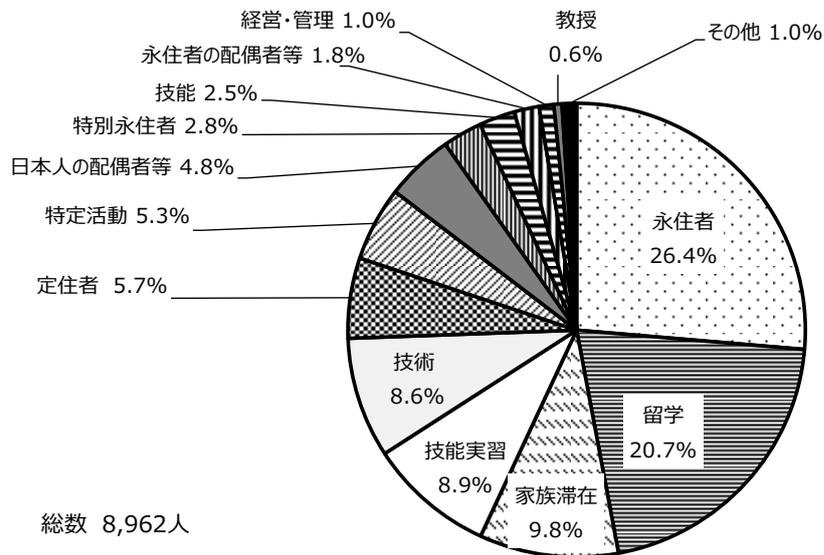


資料：川越市住民基本台帳（令和2年度末時点）

⑥在留資格別比率

在留資格別にみると、活動内容の制限や在留期限のない「永住者」が26.4%と最も多く、次いで、「留学」が20.7%と市内に4つの大学が立地する本市の特徴が表れています。

【本市の外国籍市民の在留資格別比率】

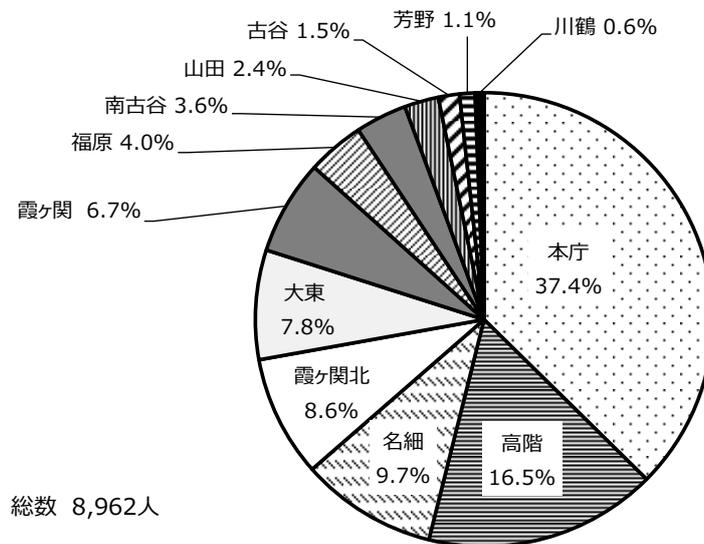


資料：川越市住民基本台帳（令和2年度末時点）

⑦地区別比率

地区別にみると、最寄り駅にアクセスしやすい本庁地区、高階地区、名細地区、霞ヶ関・霞ヶ関北地区、大東地区などに外国籍市民が居住していることがわかります。

【本市の外国籍市民の地区別比率】



資料：川越市住民基本台帳（令和2年度末時点）

イ 川越市における外国人観光客の現状

本市への外国人旅行者数は、令和元（2019）年に約 31 万 3 千人を記録し、5 年前の約 7 万 7 千人と比べ、約 4 倍の増加となりましたが、近年、国（観光庁）による積極的な誘客戦略と足並みを揃えて、埼玉県や鉄道事業者等と連携を図りながら、アジア圏を対象とする海外プロモーションを実施してきたことによって、大幅な増加につながったと考えられます。

令和 2（2020）年の外国人旅行者数は 3 万 9 千人と大幅に落ち込みましたが、首都圏有数の歴史的資源を豊富に有していること、及び都心部から 1 時間以内に来訪できる強みを生かして、国全体の復調に合わせて、本市への旅行者も再び増加することが見込まれます。

ウ 川越市国際化に関する市民意識調査結果に見る現状と課題

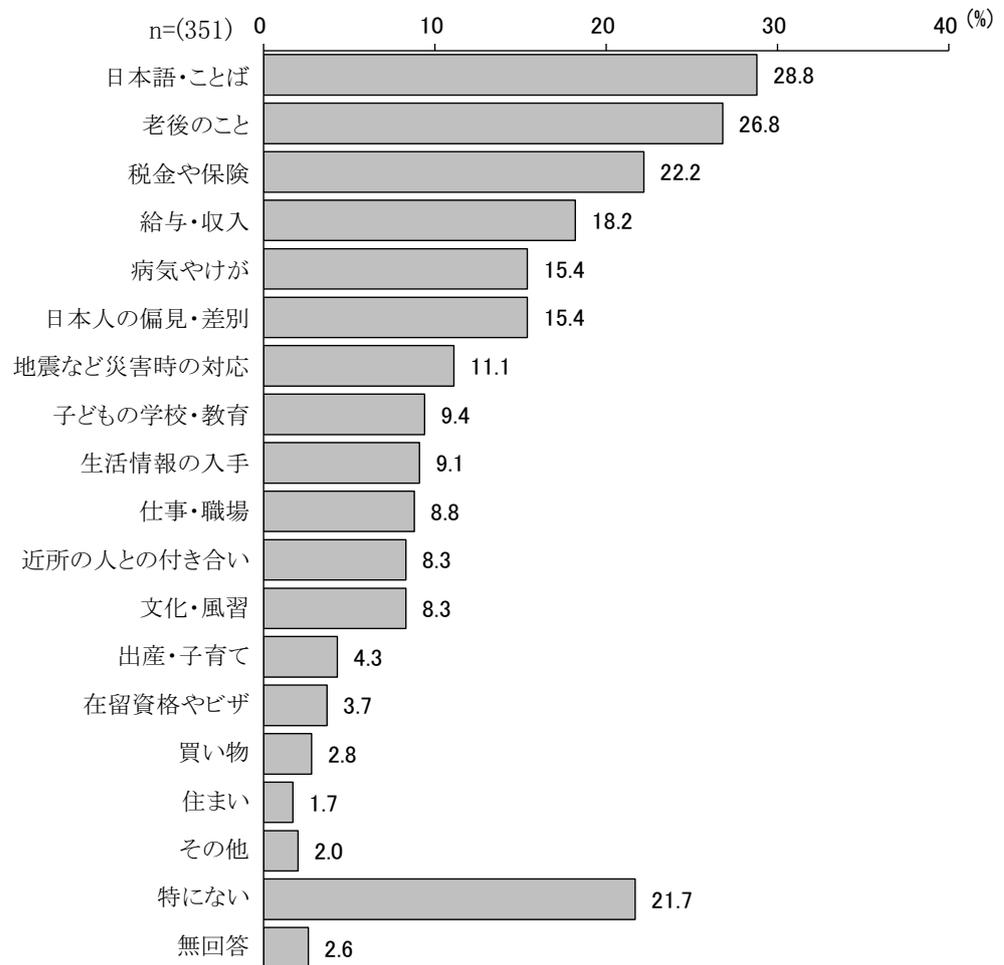
本計画を策定するにあたり、本市に在住する外国籍市民、日本人市民の双方に対してアンケート調査を実施しました。

①アンケートの概要

調査名称	川越市国際化に関する市民意識調査	
調査目的	増加しつつある外国籍市民の受入れの現状や、生活の実態及び問題点などを把握するとともに、受け入れる日本人市民の意識などを調査することで、今後の多文化共生施策立案の参考とする。	
調査対象	市内在住 18 歳以上の外国籍市民	市内在住 18 歳以上の日本人市民
標本数	2,000	1,000
調査方法	郵送配布・郵送回収によるアンケート調査	
調査期間	令和元年 8 月 26 日（月）～9 月 17 日（火）	
有効回収数	351 件	366 件
有効回収率	17.6%	36.6%

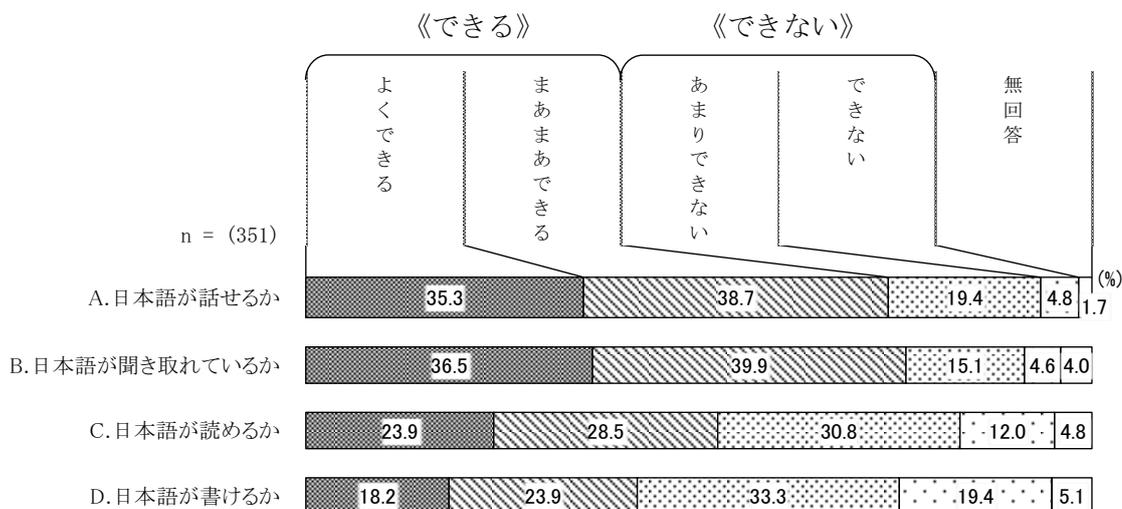
②主な市民意識調査結果（外国籍市民）

問 あなたが、普段の生活で困っていることや不安なことはありますか。（複数回答）



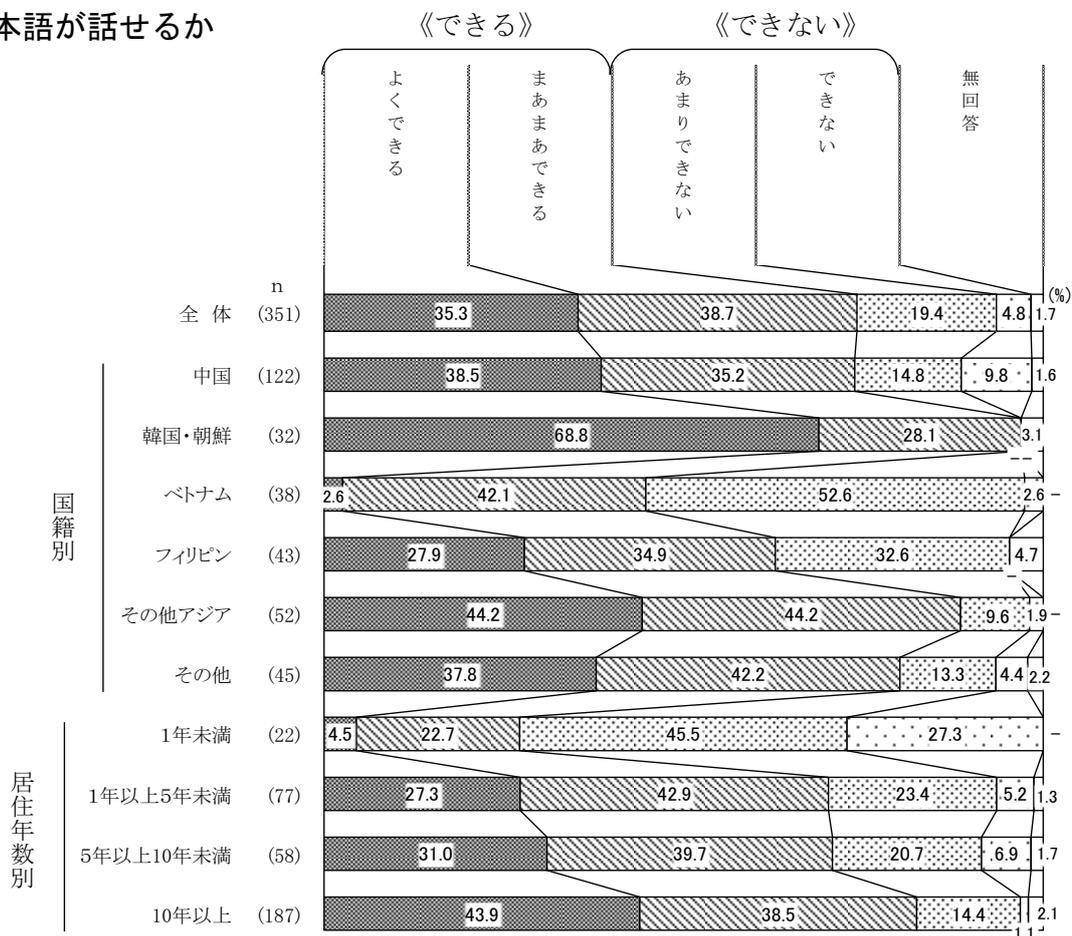
普段の生活で困っていることや不安なことでは、「日本語・ことば」が28.8%で最も高く、次いで「老後のこと」が26.8%、「税金や保険」が22.2%、「給与・収入」が18.2%、「病気やけが」、「日本人の偏見・差別」が15.4%となっている。言葉の壁を乗り越えるためのコミュニケーション支援や、さまざまな「行政サービス」や「地域コミュニティ」に日本人市民と同様にアクセスするための生活支援が必要なことが窺える。

問 あなたはどのくらい日本語ができますか。(A～Dそれぞれ単数回答)

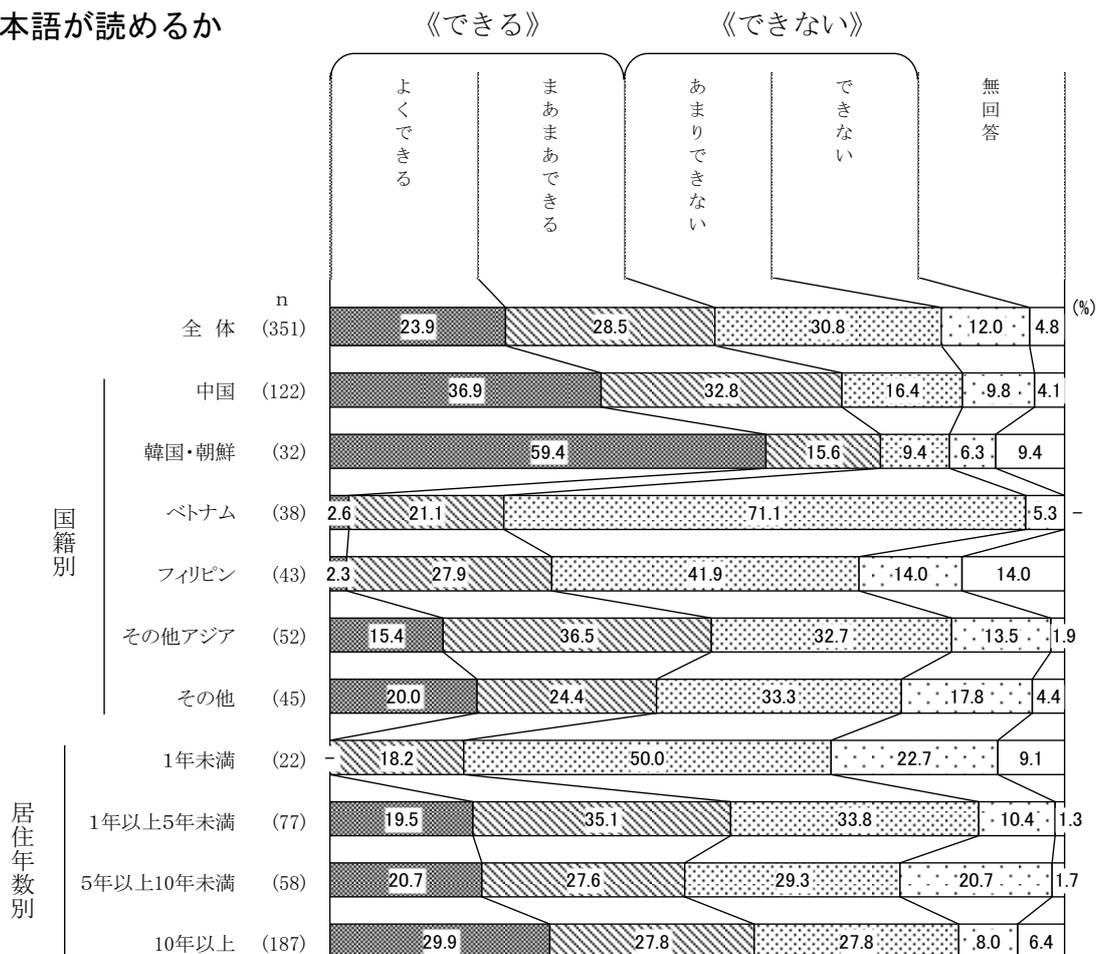


日本語のスキルについて、「よくできる」と「まあまあできる」を合わせた《できる》は、「日本語が話せる」が 74.0%、「日本語が聞き取れている」が 76.4%、「日本語が読める」が 52.4%、「日本語が書ける」が 42.1%となっている。

■日本語が話せるか



■日本語が読めるか

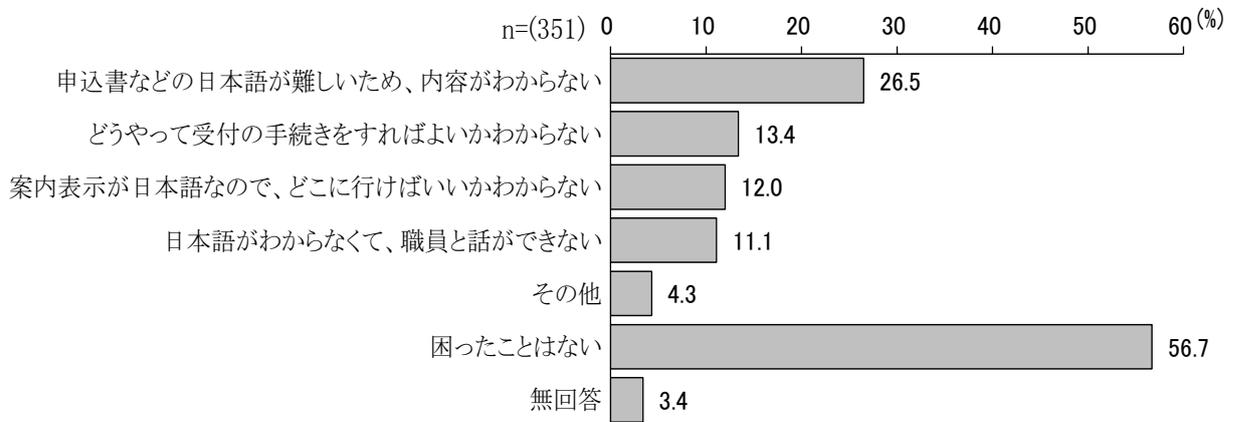


【国籍別／上位4項目】

日本語を話すスキルについて国籍別にみると、《できる》は韓国・朝鮮で全数近くと多くなっている。一方、「あまりできない」と「できない」を合わせた《できない》はベトナムで5割半ばと多くなっている。

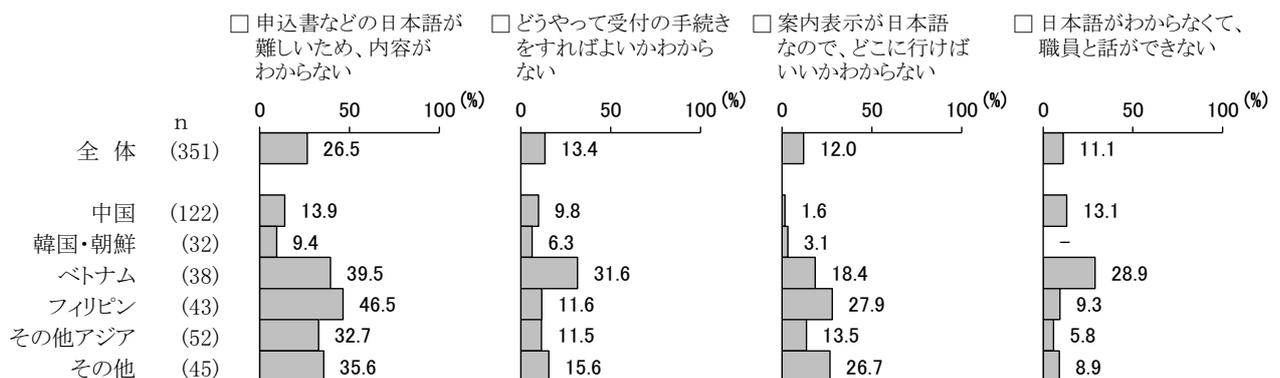
日本語を読むスキルについて国籍別にみると、《できる》は韓国・朝鮮で7割半ばと多くなっている。一方、《できない》はベトナムで7割半ばと多くなっている。

**問 あなたは、市役所や市民センターの窓口で困ったことや心配なことはありますか。
(複数回答)**



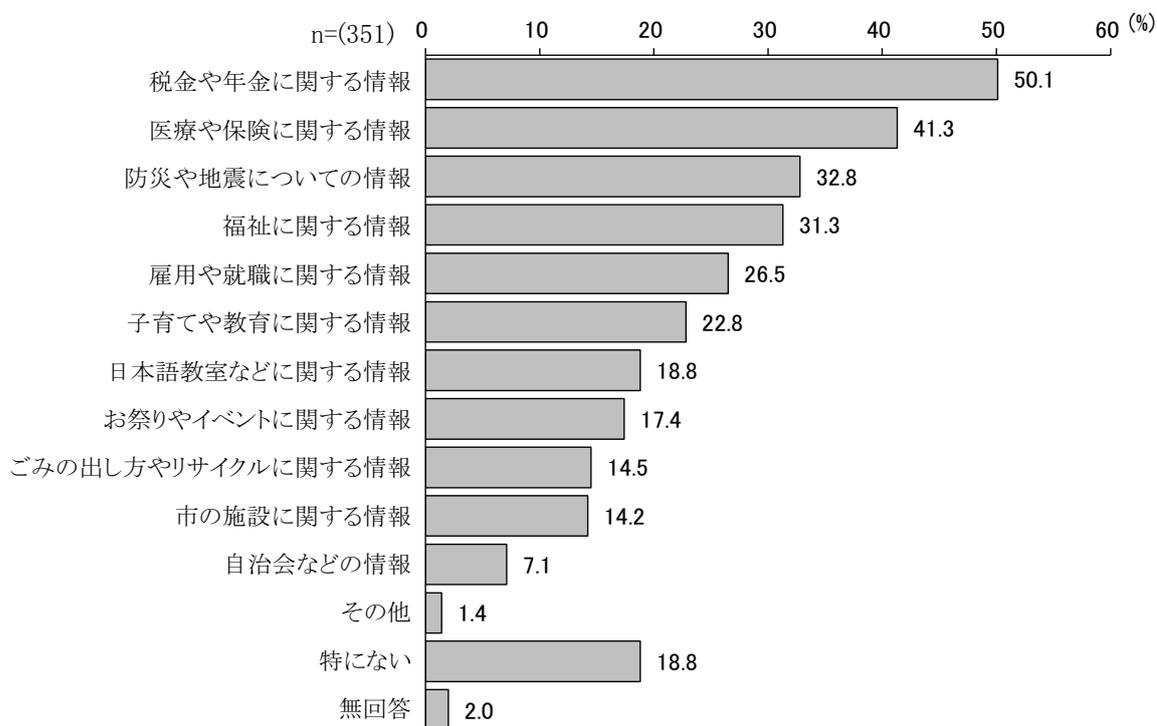
具体的な困りごととしては、「申込書などの日本語が難しいため、内容がわからない」が26.5%で最も高く、次いで「どうやって受付の手続きをすればよいかわからない」が13.4%、「案内表示が日本語なので、どこに行けばよいかわからない」が12.0%、「日本語がわからなくて、職員と話ができない」が11.1%となっている。

【国籍別／上位4項目】



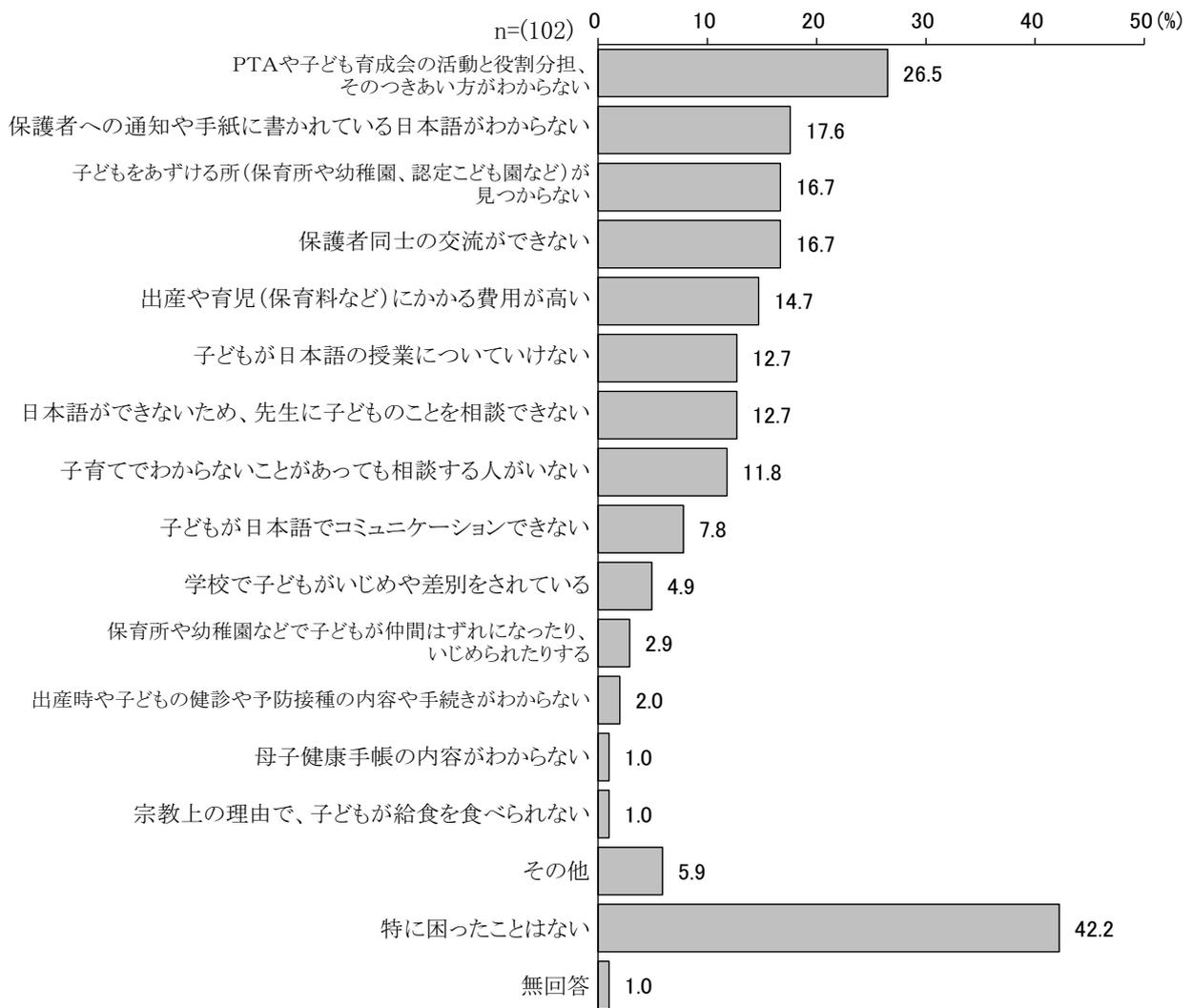
市役所や市民センターの窓口で困ったことなど（上位4項目）を国籍別にみると、「申込書などの日本語が難しいため、内容がわからない」はフィリピンで5割近くと多くなっている。また、「どうやって受付の手続きをすればよいかわからない」「日本語がわからなくて、職員と話ができない」はベトナムが突出して多い傾向にある。

問 あなたは、川越市のどのような情報を必要としていますか。（複数回答）



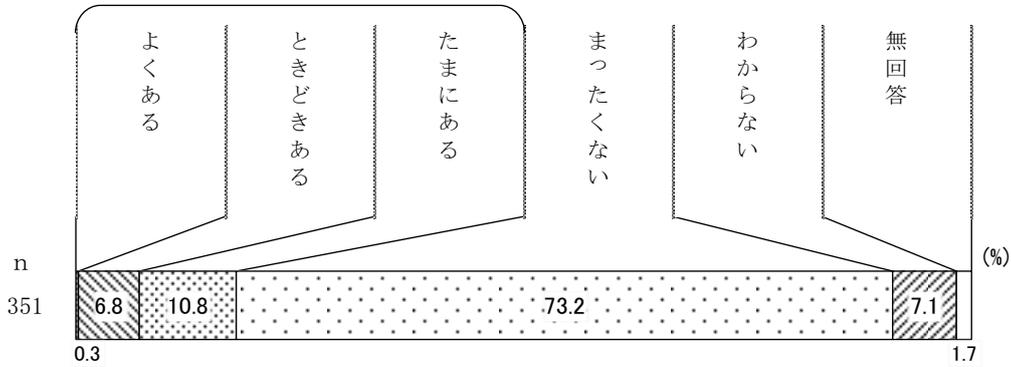
必要とする川越市の情報では、「税金や年金に関する情報」が50.1%で最も高く、次いで「医療や保険に関する情報」が41.3%、「防災や地震についての情報」が32.8%、「福祉に関する情報」が31.3%、「雇用や就職に関する情報」が26.5%となっている。多様な行政サービスのニーズがあることが窺える。

【「一緒に暮らしている15歳以下の自分のお子さんがいる」方に】
問 子育てや学校で困っている（いた）ことはありますか。（複数回答）

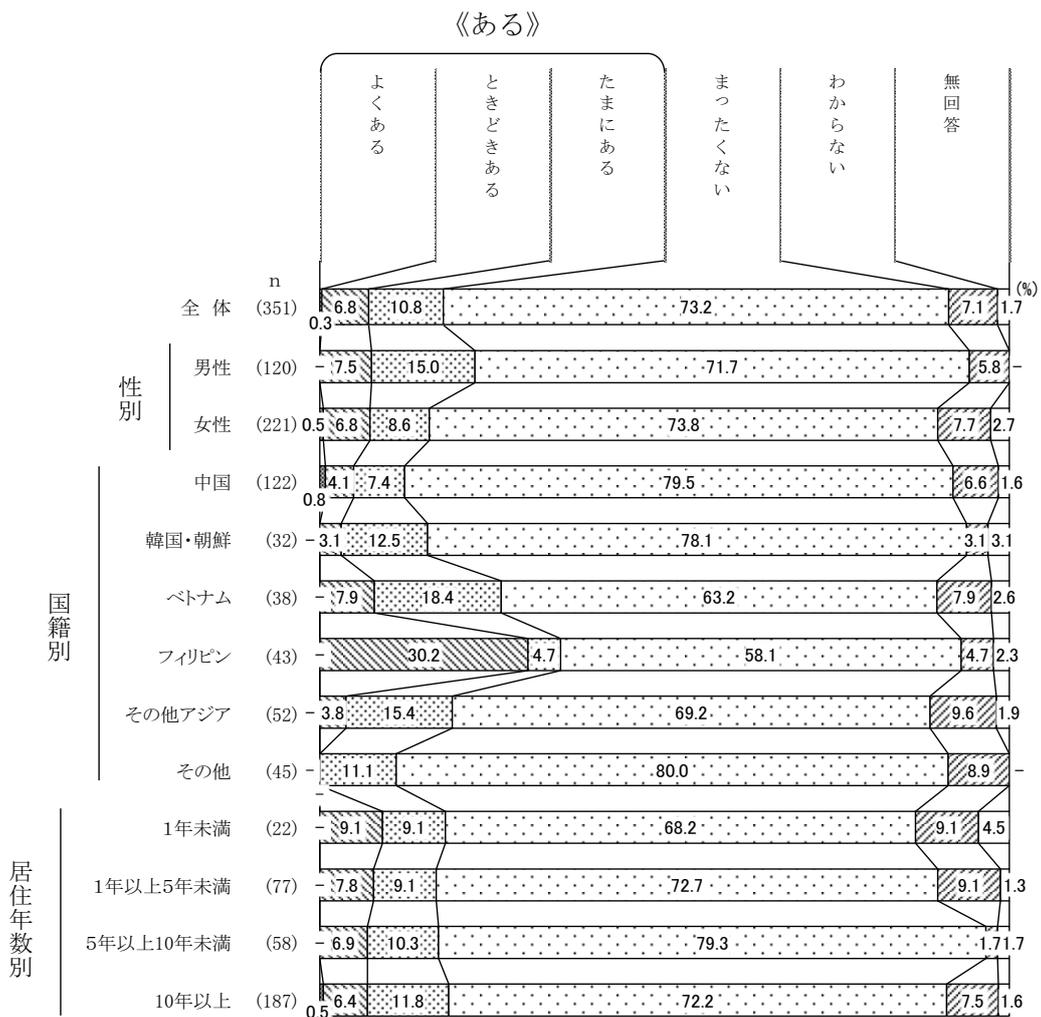


具体的な困りごととしては、「PTA や子ども育成会の活動と役割分担、そのつきあい方がわからない」が 26.5%で最も高く、次いで「保護者への通知や手紙に書かれている日本語がわからない」が 17.6%、「子どもをあずける所（保育所や幼稚園、認定こども園など）が見つからない」が 16.7%、「保護者同士の交流ができない」が 16.7%、「出産や育児（保育料など）にかかる費用が高い」が 14.7%となっている。日本の子育ての仕組みを知ってもらう取組が求められているのがわかる。

問 生活ルール・マナーの違いから、日本人市民とトラブルや言い争いになることがありますか。(単数回答)



日本人市民とのトラブル等の経験では、「よくある」(0.3%)、「ときどきある」(6.8%)、「たまにある」(10.8%)を合わせた《ある》は、17.9%となっている。一方、「まったくない」は73.2%となっている。

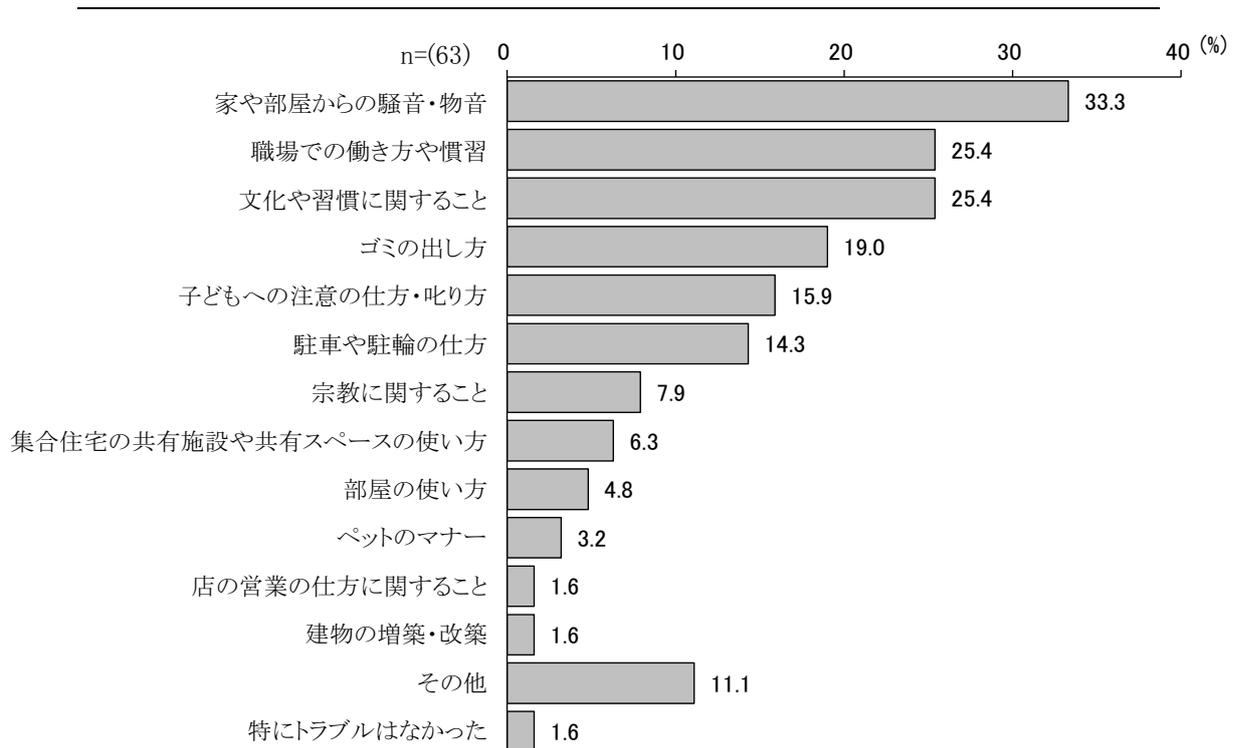


日本人市民とのトラブル等の経験を性別にみると、《ある》は男性で2割を超えており、女性よりも6.6ポイント高くなっている。

国籍別にみると、《ある》はフィリピンで3割半ばと多くなっている。

居住年数別にみると、《ある》で特に大きな差は見られない。一方、「まったくない」は5年以上10年未満で8割近くと多くなっている。

【「よくある」「ときどきある」「たまにある」とお答えの方に】
 問 日本人市民とのトラブルや言い争いはどのような場面や分野で起こりましたか。
 (複数回答)

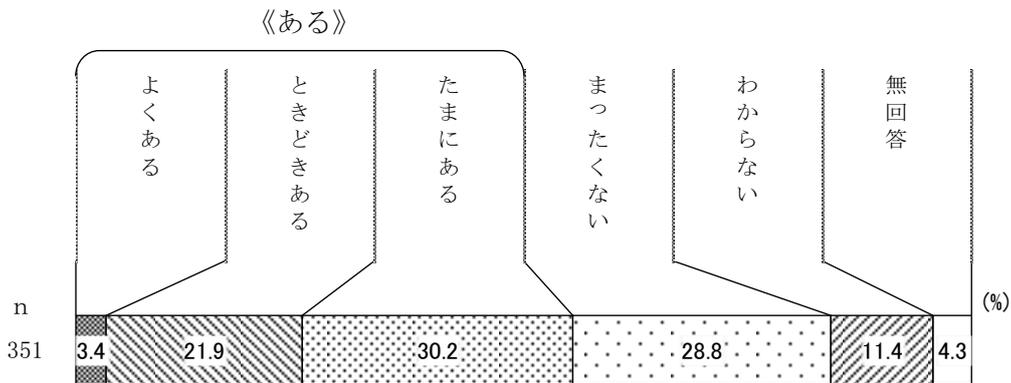


トラブル等の原因となった内容では、「家や部屋からの騒音・物音」が33.3%で最も高く、次いで「職場での働き方や慣習」、「文化や習慣に関すること」が25.4%、「ゴミの出し方」が19.0%、「子どもへの注意の仕方・叱り方」が15.9%となっている。

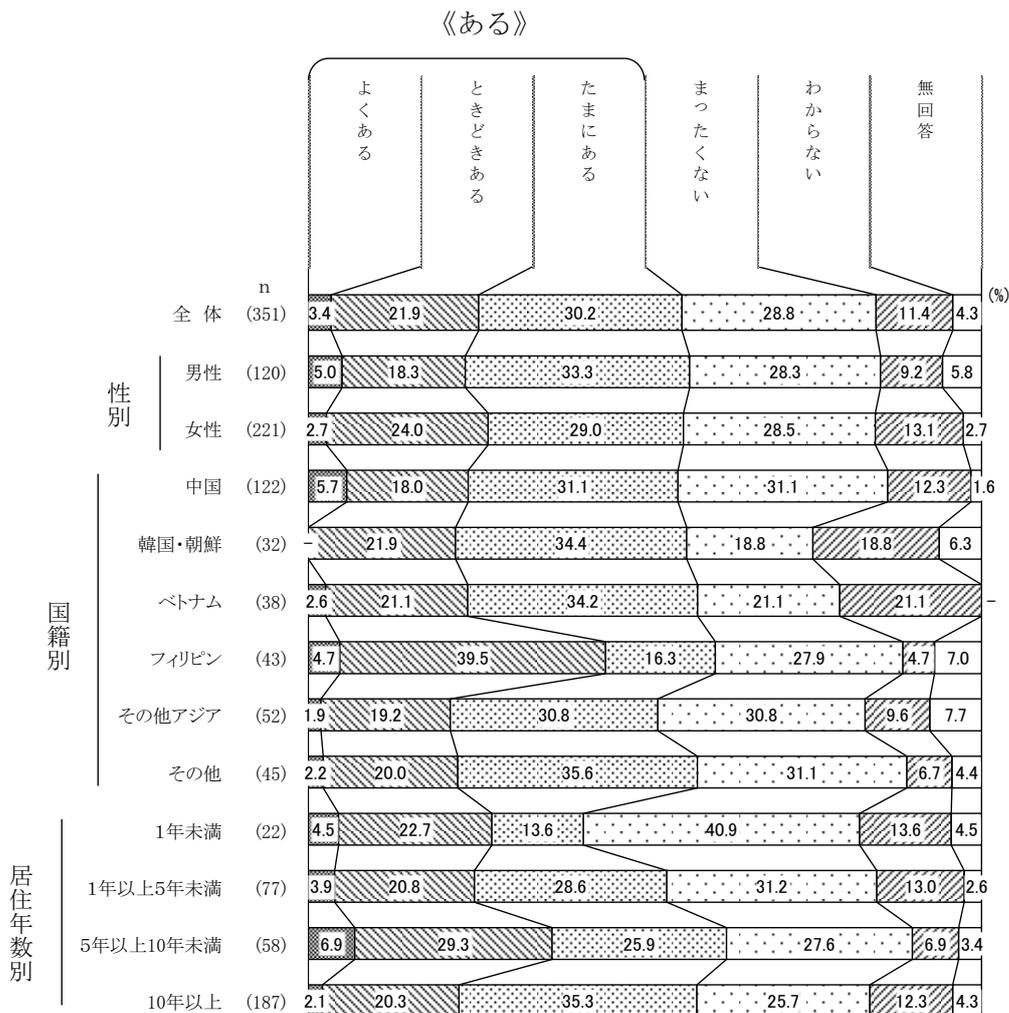
また、その他が11.1%と高くなっている。記述内容を見ると、「蛇口やパイプからの水漏れ」、「柔軟剤がくさいと言うと、うざいといわれる」、「歩きタバコやポイ捨てを注意して逆ギレされる」、「管理組合の駐車場の問題」、「日常のコミュニケーション」、「仕事場や公の場や近所での人種差別」、「子どもの校則に関して」、「地域への寄付の強制」、「家の前の道路の雪かき」がある。

生活スタイルや文化の違いがトラブルを生んでいると考えられる。

問 あなたは、日常生活で差別や偏見を感じたことはありますか。(単数回答)

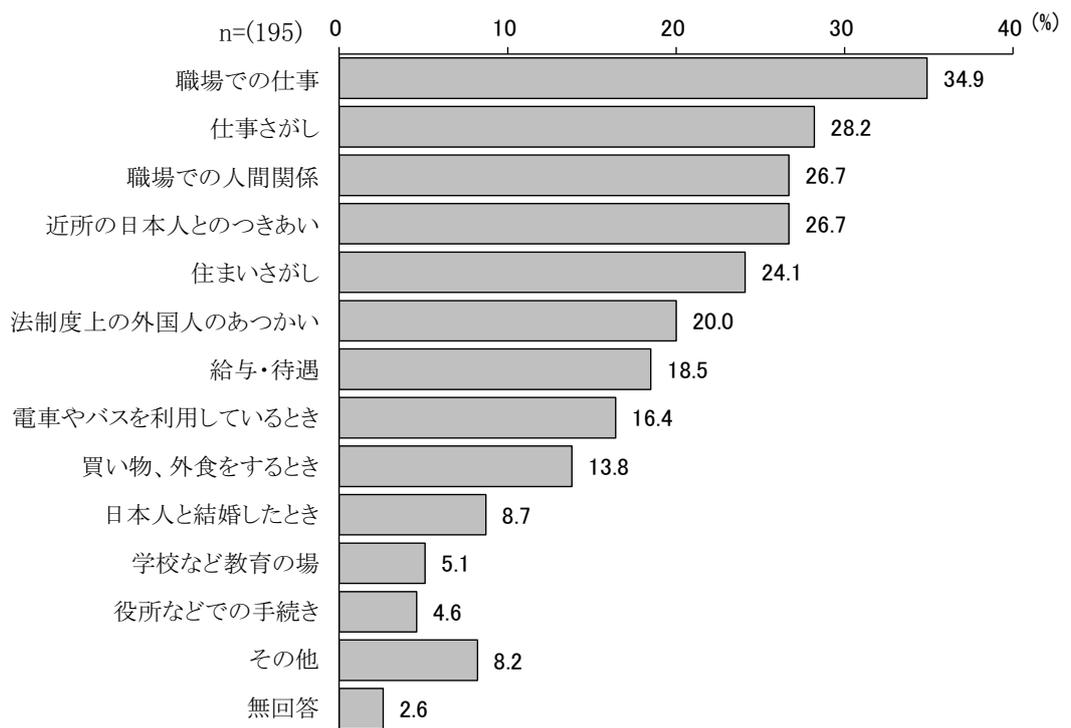


差別や偏見を感じたことでは、「よくある」(3.4%)、「ときどきある」(21.9%)、「たまにある」(30.2%)を合わせた《ある》は55.5%となっている。一方、「まったくない」は28.8%となっている。



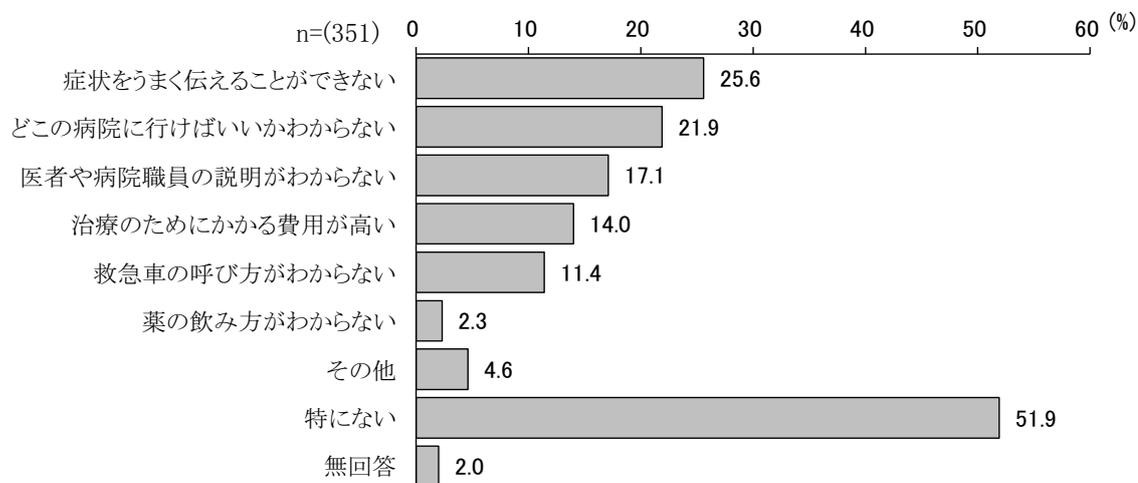
差別や偏見を感じたことを性別にみると、特に大きな差はみられない。
 国籍別にみると、《ある》はフィリピンで6割を超えて多くなっている。
 居住年数別にみると、《ある》は居住年数が増えるほど概ね割合が高くなっ
 ている。

【「よくある」「ときどきある」、「たまにある」とお答えの方に】
問 それはどのようなときでしたか。（複数回答）



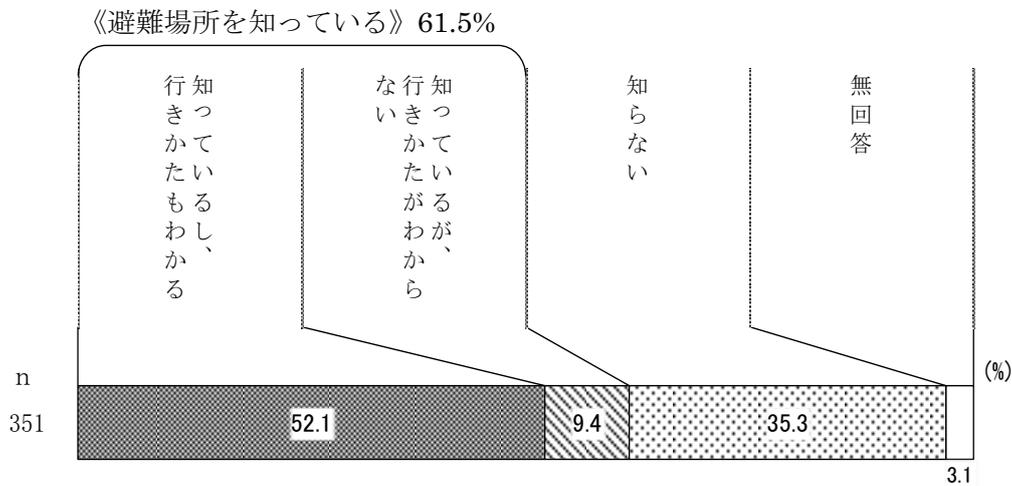
差別や偏見を感じたときでは、「職場での仕事」が34.9%で最も高く、次いで「仕事さがし」が28.2%、「職場での人間関係」、「近所の日本人とのつきあい」が26.7%、「住まいさがし」が24.1%となっている。

問 あなたやあなたの家族が病気になったとき、困ったことはありますか。（複数回答）

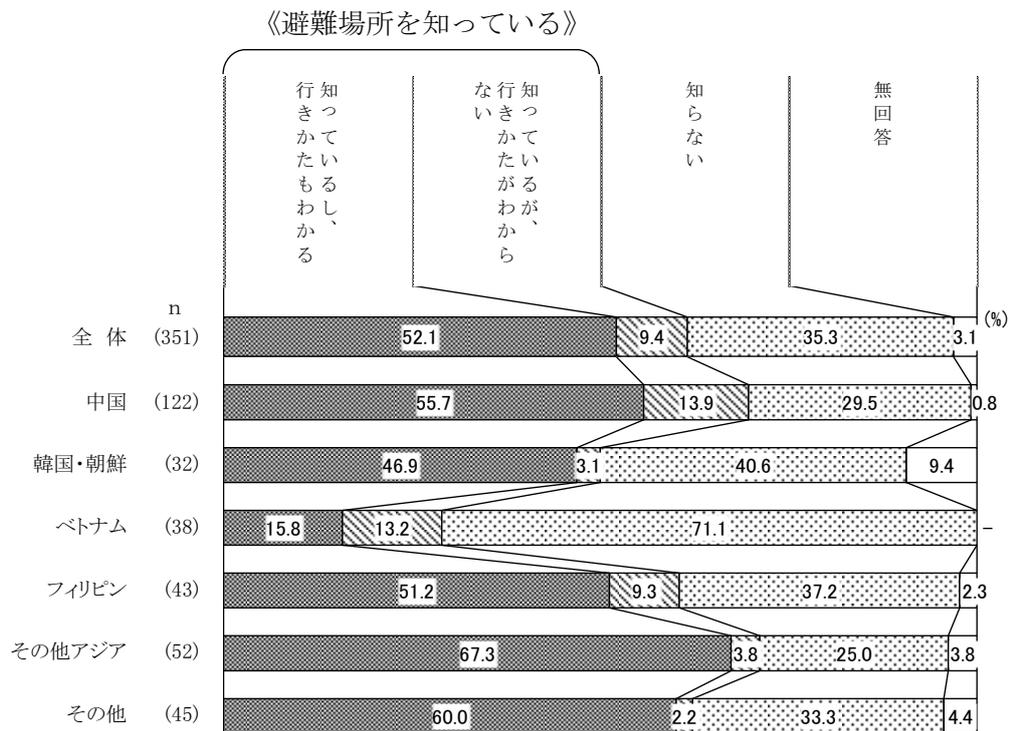


自分や家族が病気になった時に困ったことでは、「特になし」が51.9%で最も高いが、具体的な困りごととしては、「症状をうまく伝えることができない」が25.6%で最も高く、次いで「どこの病院に行けばいいかわからない」が21.9%、「医者や病院職員の説明がわからない」が17.1%、「治療のためにかかる費用が高い」が14.0%、「救急車の呼び方がわからない」が11.4%となっている。

問 地震や水害にあったときに、避難する場所を知っていますか。(単数回答)

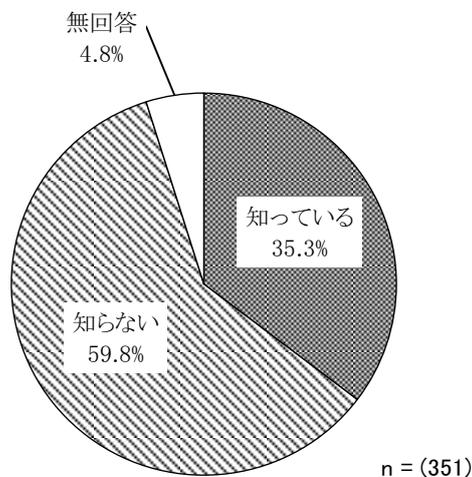


災害時の避難場所の認知では、「知っているし、行きかたもわかる」(52.1%)と「知っているが、行きかたがわからない」(9.4%)を合わせた《避難場所を知っている》は61.5%となっている。一方、「知らない」は35.3%となっている。

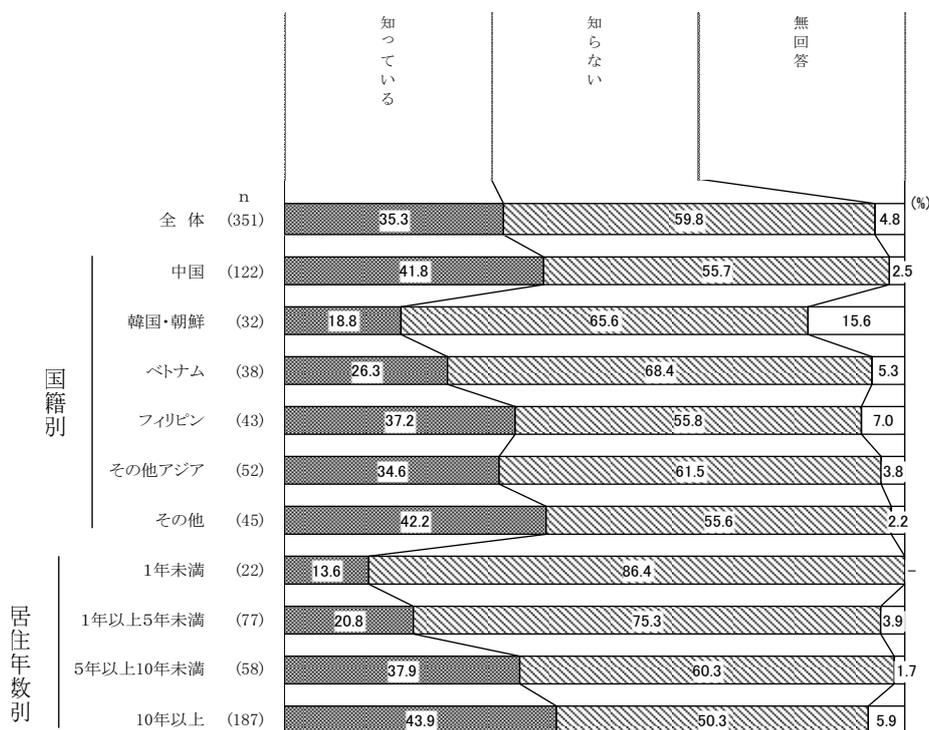


災害時の避難場所の認知を国籍別にみると、《避難場所を知っている》は中国で約7割と多くなっている。一方、避難場所を「知らない」はベトナムで7割を超えており、他の国と比べてかなり高い結果となっている。

問 川越市国際交流センターを知っていますか。(単数回答)



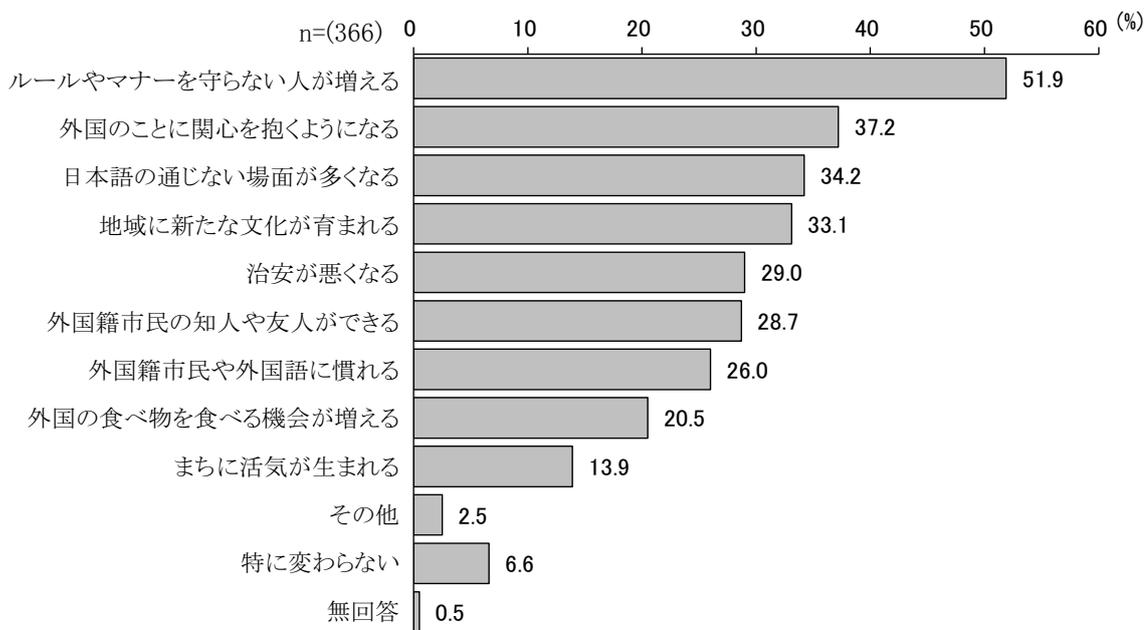
川越市国際交流センターの認知では、「知っている」が35.3%、「知らない」が59.8%となっている。



川越市国際交流センターの認知を国籍別にみると、「知っている」はその他と中国で4割台と多くなっている。一方、「知らない」はベトナムで7割近くと多くなっている。居住年数別にみると、「知らない」は居住年数が短いほど割合が高くなる傾向がある。

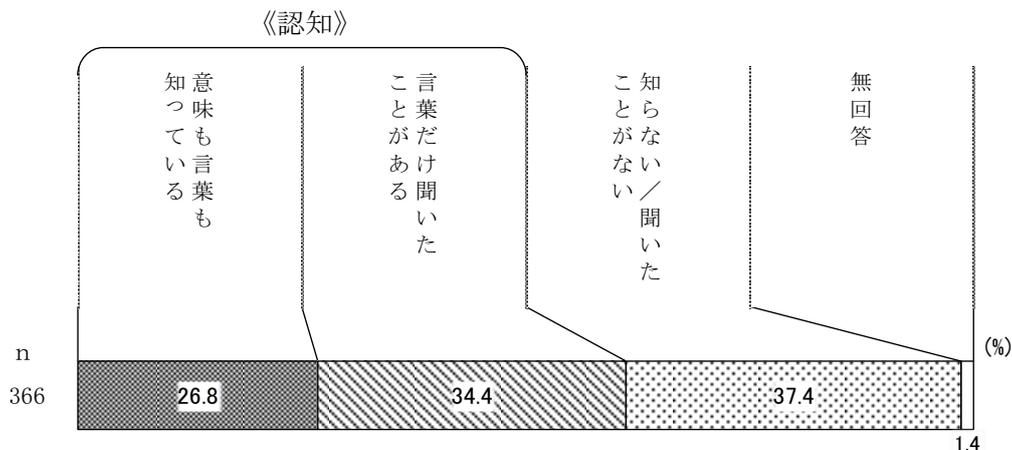
③主な市民意識調査結果（日本人市民）

問 あなたは、外国籍市民が増えることについて、どのような効果や影響があると思いますか。（あてはまるものすべてに○）



外国籍市民が増えることによる効果や影響では、「ルールやマナーを守らない人が増える」が51.9%で最も高く、次いで「外国のことに関心を抱くようになる」が37.2%、「日本語の通じない場面が多くなる」が34.2%、「地域に新たな文化が育まれる」が33.1%、「治安が悪くなる」が29.0%となっている。

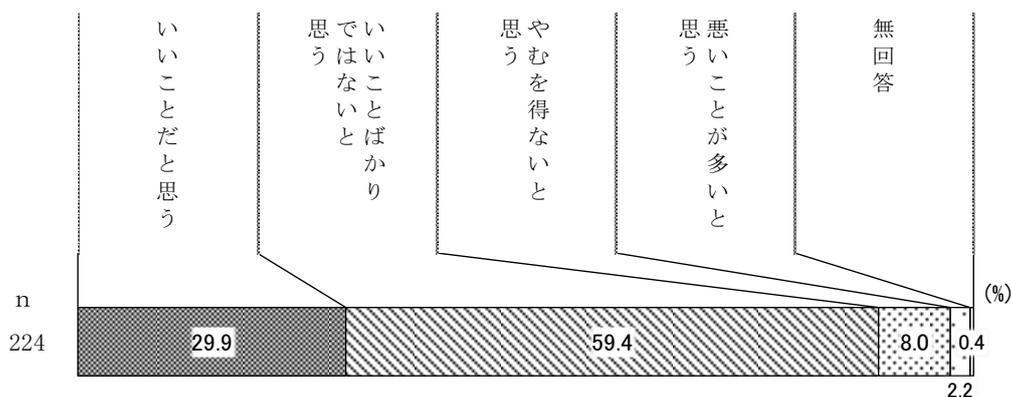
問 あなたは「多文化共生」という言葉を見たり聞いたりしたことがありますか。（単数回答）



「多文化共生」の理解度では、「意味も言葉も知っている」（26.8%）と「言葉だけ聞いたことがある」（34.4%）を合わせた《認知》は61.2%となっている。

一方、「知らない／聞いたことがない」は37.4%となっている。

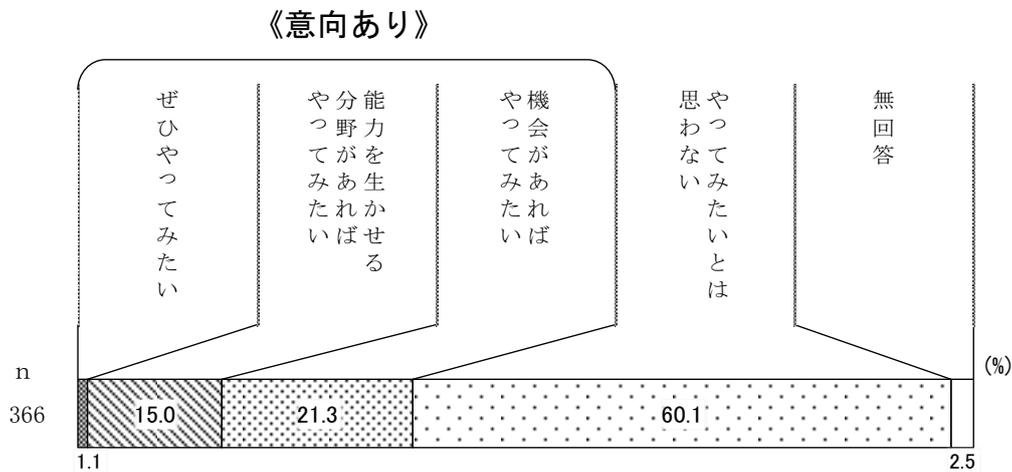
**【「意味も言葉も知っている」「言葉だけ聞いたことがある」とお答えの方に】
問 川越市は「多文化共生社会」を目指していますが、「多文化共生社会」から浮かぶイメージを教えてください。（単数回答）**



「多文化共生社会」のイメージでは、「いいことばかりではないと思う」が59.4%で最も高く、次いで「いいことだと思う」が29.9%、「やむを得ないと思う」が8.0%、「悪いことが多いと思う」が2.2%となっている。

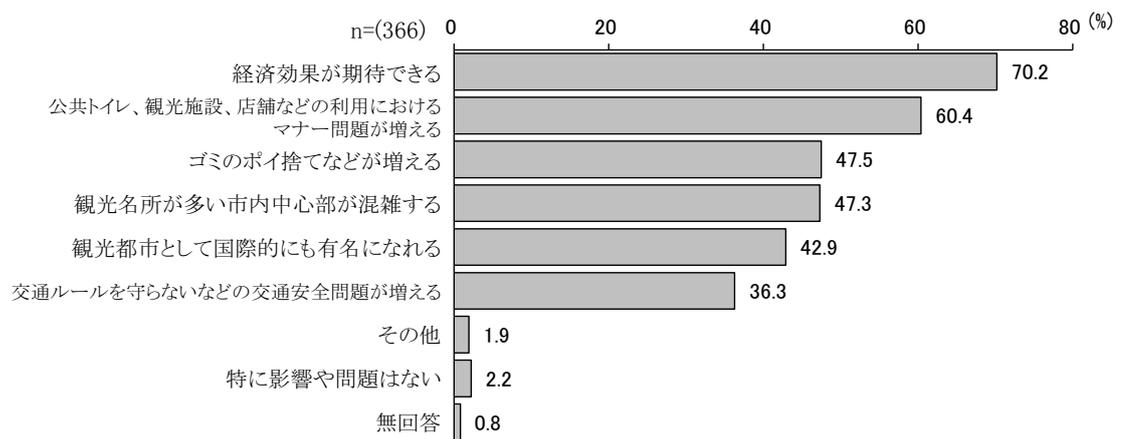
問 あなたは、外国籍市民向けのボランティアをしてみたいと思いますか。（単数回答）

（活動例：通訳・翻訳ボランティア、日本語教室ボランティアなど）



外国籍市民向けボランティアへの参加意向では、「ぜひやってみしたい」（1.1%）、「能力を生かせる分野があればやってみしたい」（15.0%）、「機会があればやってみたい」（21.3%）を合わせた《意向あり》は37.4%となっている。一方、「やってみたいとは思わない」は60.1%である。

問 川越市を訪れる外国人観光客が増えていることについて、受入れ側の市民からみてどんな影響や問題があると思いますか。（複数回答）



市民目線で見たと外国人観光客が増えることでの影響や問題では、「経済効果が期待できる」が70.2%で最も高く、次いで「公共トイレ、観光施設、店舗などの利用におけるマナー問題が増える」が60.4%、「ゴミのポイ捨てなどが増える」が47.5%、「観光名所が多い市内中心部が混雑する」が47.3%、「観光都市として国際的にも有名になれる」が42.9%となっている。

第2章 これまでの取組

本市では、平成11(1999)年3月に策定した「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」、平成18(2006)年3月策定の「第二次川越市国際化基本計画」、平成23(2011)年3月策定の「第三次川越市国際化基本計画」、平成28(2016)年3月策定の「第四次川越市国際化基本計画」に基づいて、市民および国際交流や多文化共生に関する市民団体等と協働し、地域の多文化共生や国際化施策を展開しています。

第四次川越市国際化基本計画の基本目標

基本目標1	外国籍市民への支援の充実
基本目標2	国際感覚に優れた市民の育成
基本目標3	外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
基本目標4	姉妹・友好都市交流の充実

1. 前計画について

「第四次川越市国際化基本計画」では、上記目標を達成するため、4つの柱、13の施策類型に分類し、50の事業を展開してきました。計画期間の最終年はコロナ禍を踏まえて1年延期し、計画終期は令和3年度末となっています。

2. これまでの取組や成果

前計画における施策の柱ごとの、これまでの取組や成果の一例は以下のとおりです。

(1)外国籍市民への支援の充実

①日本語教室の開催

【事業内容】

日常生活で直面する「言葉の壁」に対する支援として、国際交流センターにおいて、日本語ボランティアによる日本語教室「クラッセで日本語」の実施及びNPO法人やボランティア団体との共催による日本語教室の開催。

【事業実績】

国際交流センターで実施された日本語教室

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
開催回数	407	406	399	351	70	326.6
延べ利用者数	4,711	3,767	4,008	3,612	232	3,266

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、日本語教室「クラッセで日本語」は年間を通じて休止となった。

②外国籍市民相談の開催

【事業内容】

外国籍市民の家庭生活や社会生活などにおける相談に応じ、適切な指導や助言を行う。外国語（中国語・ベトナム語）による生活相談、法律相談、在留資格相談を実施。

【事業実績】

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
相談件数	61	74	55	52	16	51.6

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催を一部取りやめた。

(2)国際感覚に優れた市民の育成

日本語ボランティアの育成

【事業内容】

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを育成するため、日本語ボランティア講座を実施。また、既に活動している日本語ボランティア向けにスキルアップのための研修を実施。

【事業実績】

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
延べ出席者数	1,117	1,113	783	529	127	733.8

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催回数や参加者数を縮小のうえ、実施した。

(3)外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民会議の開催

【事業内容】

外国籍市民を委員とした市民会議を開催し、外国籍市民の提案や視点を市政に取り入れるよう努める。

【主な提言内容】

- ・外国籍の子どもたちに向けた教育支援（令和2年度）
- ・東京2020オリンピックでの熱中症対策（令和元年度）
- ・川越の医療（平成30年度）

(4)姉妹・友好都市交流の充実

中学生交流団などの相互派遣事業の実施

【事業内容】

本市の未来を担う中学生の国際理解を深めるため、海外姉妹都市へ中学生交流団を派遣。また、海外姉妹都市からの青少年交流団の受入れ時にホームステイや学校訪問を通じて、多くの市民が関わることのできる交流事業の実施。

【事業実績】

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
派遣者数	(※1) 0	25	25	25	(※1) 0	15
受入れ時の 交流者数	(※2) —	65	(※2) —	105	(※2) —	85

※1 H28年度は欧州でのテロ頻発、R2年度はコロナ禍により派遣を見送った。

※2 受入れ交流は、隔年で実施するため、H28、H30、R2年度は該当なし。

3. 前計画の総括と課題、今後の方向性

(1)前計画（第四次川越市国際化基本計画）の総括

本市では、「すべての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくり」の理念を掲げ、多文化共生社会の実現を推進していくことを目的に平成 28（2016）年 3 月に策定した「第四次川越市国際化基本計画」に基づく諸事業を推進することにより、理念の実現に向け一定の成果を上げてきました。

その後、平成 30（2018）年に新たな在留資格（特定技能）が創設され、国が外国人材を受入れる方針を決定したことから、今後ますます生産年齢人口を中心とした在留外国人は増加する見込みです。本市においても国の方針の影響を受けて、若い在留外国人の流入が増えていることから、今後子育てや教育分野などを中心に、外国籍市民に向けた様々な対応がますます必要になるものと予想されます。

このような環境の変化に伴い、前計画を継続して実施していただくだけでは、外国籍市民も暮らしやすい多文化共生社会を実現するための施策が十分とは言えない状況になっています。

(2)前計画（第四次川越市国際化基本計画）における課題

「第五次川越市国際化基本計画」の策定にあたり、川越市国際化基本計画審議会や川越市国際化基本計画検討委員会において前計画の推進状況について検討を行い、以下のとおり課題を抽出しました。

①外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

多文化共生の拠点施設である川越市国際交流センターにおいて日本語教室の充実に努めてきましたが、外国籍市民が多く居住する地区などでの日本語を学ぶ教室の整備は進んでいませんでした。また、学習内容も外国籍市民のニーズの移り変わりに対応する必要があります。今後は市内の各地区において、学習者のニーズに合った日本語の学習機会を提供できるような取組（日本語教室の多拠点化など）を推進する必要があります。

②通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度を運用していますが、利用日時の調整やマッチングに時間を要することから、利用件数が伸び悩んでいます。行政窓口を利用する外国籍市民が増加していることから、時間と距離の制約を克服可能な ICT の活用などによる同制度の利用しやすさの向上が課題となっています。

③留学生の支援

本市は市内に4つの大学が立地し、それらのキャンパスに通う留学生も数多く在住しています。前計画でも留学生の支援を掲げ、留学生も参加するインターンシップ制度の検討や、市内就労支援の検討を行いました。市内企業と留学生とのマッチングの難しさなどの理由により、実現に至りませんでした。新たな取組の実施が課題となっています。

④日本語ボランティアの育成

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを養成してきましたが、新たな人材の確保も順調とは言えない状況にあります。今後ますます高まる日本語学習ニーズにどう応えるのが課題となっています。

⑤学校での外国籍児童生徒等への支援

外国籍市民が増加するにつれ、市内の小中学校では、日本語が不自由なために学校生活への適応が難しい児童生徒の数が増えています。語学指導補助員の派遣を行っているものの派遣回数十分でない現状があり、今後どのように外国籍の児童生徒をサポートしていくのが課題となっています。

(3)今後の方向性

前計画における課題や、多文化共生を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の方向性を以下のとおり定め、多文化共生社会の実現に資するさまざまな取組を実施していきます。

①外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

市内の各地区において、ボランティアによる自主的な日本語教室の立ち上げを支援するほか、新たにオンラインによる学習の機会提供を検討します。また、ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援の検討を行います。

②通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

通訳・翻訳ボランティア登録制度の見直しを行い、効果的な運用が出来るよう改善に努めるとともに、ICTの活用について検討します。

③留学生の支援

市内に 4 つの大学が立地するという特徴を生かし、高度な知識、技能を有する外国人材の市内企業への就労につながるような取組について、市内大学や川越商工会議所などと連携しながら検討します。

④日本語ボランティアの育成

日本語を教えるボランティアの育成に努め、オンラインによる学習を始めとする、ボランティアが活躍できる機会の提供に努めます。

⑤学校での外国籍児童生徒等への支援

学校における外国籍児童生徒の実態把握に努め、外国籍児童生徒のレベルにあった適切な学習指導を行い、日本人児童生徒と一緒に学校生活を送れるような支援について検討します。

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

本市は、「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち川越」を将来都市像として掲げた「第四次川越市総合計画」において「教育・文化・スポーツ分野」の基本目標を「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち」とし、その実現のため、多文化共生と国際交流・協力の分野の方向性を、「国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます」としています。

「第五次川越市国際化基本計画」では、前計画で掲げた基本理念「※33頁参照」を踏襲した上で、国の「地域における多文化共生推進プラン」で新たに加えられた取組「地域活性化の推進やグローバル化への対応」における外国人材の活用という視点も加味し、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念（案）

すべての市民がかがやく多文化共生のまちづくり

2. 基本目標

本計画では、上位計画である第四次川越市総合計画との整合性を図るため、以下4つの基本目標を柱として設定し、施策を展開していくこととします。

(1)外国籍市民への支援の充実

言葉による意思疎通が十分にできないことや、お互いの文化や生活習慣に対して理解が進まないことが、外国籍市民と日本人市民との間で同じ地域住民としてのつながりを困難にし、外国籍市民が孤立する要因となっています。

言葉の壁を乗り越えるためのコミュニケーション支援や日本人市民同様、さまざまな「行政サービス」「地域コミュニティ」にアクセスするための生活支援を行っていくことでつながりを育み、地域社会での外国籍市民の孤立を防ぐよう努めます。

(2)多文化共生意識を持った市民の育成

日本人市民と外国籍市民が共生していくためには、総務省が令和2(2020年)に改訂した「地域における多文化共生推進プラン」や、国連が掲げている持続可能な開発目標(SDGs)の理念に則り、お互いの人権、文化、生活習慣を理解し、尊重するという多文化共生意識を育んだり、言語や文化等が異なる市民同士の近所付き合いや地域活動等への参加を促していく必要があります。

市内の大学等と連携を図り、各種講座や研修会などを通じて多文化共生について理解を深め、異文化とのコミュニケーションに長けた市民の育成に努めつつ、外国籍市民を地域活動の担い手として育てていくよう取り組みます。

(3)外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民にも暮らしやすいまちにしていくためには、外国籍市民と日本人市民が「顔の見える関係」を築いていくことが重要です。外国籍市民が地域活動の担い手として活躍できる場をつくり、地域社会に参画するような支援体制を構築していくことが求められています。

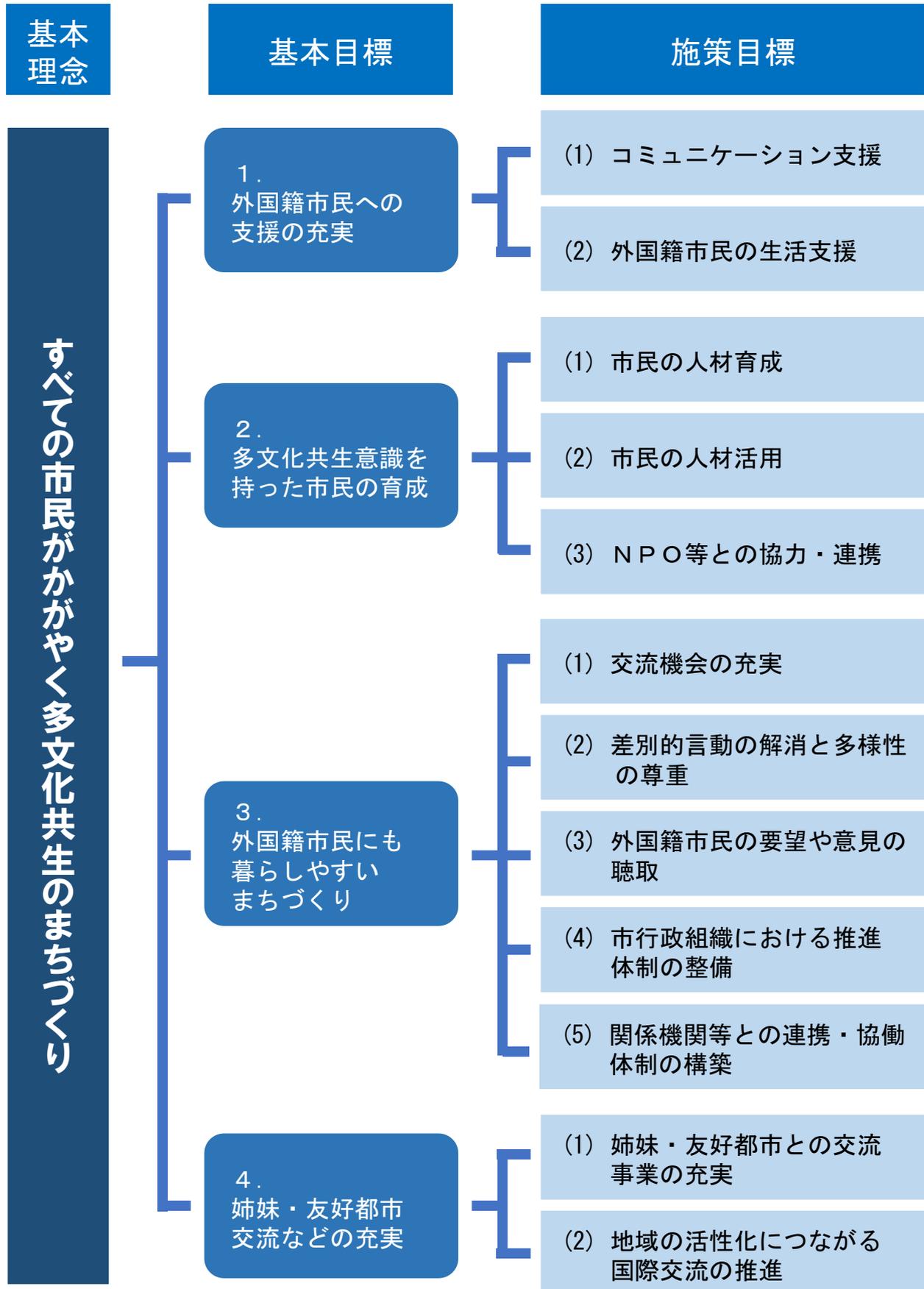
多文化共生・国際交流の推進拠点である「川越市国際交流センター」などを活用し、交流機会の充実や外国籍市民の社会参画支援を推進するとともに、市行政組織における多文化共生施策推進体制の構築や、専門性を備え、きめ細やかな支援を行う国際交流協会等の外郭団体の設立または業務委託などについて調査を行います。

(4)姉妹・友好都市交流などの充実

本市は海外3都市、国内3都市とそれぞれ姉妹・友好都市として提携し、友好親善や相互理解などを目的に、文化、産業、スポーツ、教育など幅広い分野での交流を行ってきました。グローバル化の進展や世界的な経済情勢の変化などから国際交流のあり方も多様になってきており、時代のニーズに合った交流を行っていく必要があります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるタイ王国のホストタウン登録を記念した事業の実施や、観光都市川越の地域資源を活用した海外観光客誘致、地域産業の国際化を支援していくことについても検討を行います。

第4章 計画の体系



第5章 施策の内容

1. 外国籍市民への支援の充実

(1)コミュニケーション支援

外国籍市民が日常生活で直面する「言葉の壁」に対する支援を行うため、以下のコミュニケーション支援を行います。

事業No.	1	事業名	日本語教室の開催
事業内容	・国際交流センターや南公民館、大東南公民館、高階公民館などで日本語教室を開催する。		
所管課	国際文化交流課、南公民館、大東南公民館、高階公民館		

事業No.	2	事業名	新たな日本語教室の整備【新規】
事業内容	・オンライン型の日本語教室の開催や、国際交流センター以外の拠点で新たな日本語教室を立ち上げる。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	3	事業名	外国籍児童生徒等への学習支援
事業内容	・ボランティア団体と連携した学習支援教室を国際交流センターなどで開催し、外国籍児童生徒などへの学習支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	4	事業名	学校における外国籍児童生徒への支援
事業内容	・日本語指導が必要な外国籍児童生徒などに対して、語学指導補助員を派遣し、学校生活や学習の支援を行う。		
所管課	学校管理課		

事業No.	5	事業名	ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援【新規】
事業内容	・ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援 <u>を含めた、ICTによる教育を行う教員の養成に係る</u> 取組を推進する。		
所管課	教育指導課		

事業No.	6	事業名	広報川越、市 HP、市 SNS の多言語化・やさしい日本語化の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式ホームページにおいて、自動翻訳機能サービスの提供を行う。 ・川越のイベント情報や観光スポットに関する観光情報を発信する。 ・外国籍市民に向けて、市政情報を定期的に発信する。 		
所管課	広報室、観光課、国際文化交流課		

事業No.	7	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の事業に係る通訳や翻訳を行う無償ボランティア制度を運営し、コミュニケーション支援を行う。 		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	8	事業名	外国籍市民にもわかりやすいサインの表示（多言語化・ピクトグラム〔絵文字〕化）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光スポットまでの適切な案内を行うため、わかりやすい多言語表記の観光サイン類を整備する。 ・国際交流センターの案内を多言語化し、外国籍市民の利便性向上に努める。 		
所管課	観光課、国際文化交流課		

事業No.	9	事業名	公共パンフレットの多言語化・やさしい日本語化
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの分け方、出し方パンフレットを多言語化し、情報提供する。 ・図書館利用案内を多言語化し、情報提供する。 ・散策マップや観光施設の多言語パンフレットを作成し、情報提供する。 		
所管課	資源循環推進課、中央図書館、観光課		

事業No.	10	事業名	外国籍市民等を相談員等とする取組の推進【新規】
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の外国籍市民を相談員等にするこことで、よりきめ細やかな支援を行う。 		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	11	事業名	NPO 等との連携による多言語情報の提供【新規】
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する NPO 等の民間団体とも連携して、民間における多言語・やさしい日本語の普及を促す取組を検討する。 		
所管課	国際文化交流課		

(2)外国籍市民の生活支援

定住する外国籍市民の行政に対するニーズに応えるため、以下の事業を行い、子育てや保健・医療・福祉などの分野で個別具体的な生活支援を行います。

事業No.	12	事業名	外国籍市民相談の開催
事業内容	・外国籍市民の家庭生活や社会生活における相談に応じ、適切な指導や助言を行い、生活を支援する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	13	事業名	ICTを活用した窓口案内等における多言語化の推進【新規】
事業内容	・ICTを活用し、外国籍市民の窓口案内機能を強化する。		
所管課	広聴課		

事業No.	14	事業名	就学状況の把握【新規】
事業内容	・市内の外国籍児童生徒の実態把握を行い、教育支援のあり方を検討できる基礎データを収集する取組を推進する。		
所管課	学校管理課		

事業No.	15	事業名	就学に関する多言語による情報提供・就学案内
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」の改訂を行うほか、教育に係る情報提供の多言語化・やさしい日本語化を行う取組を検討する。 ・「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」の改訂を行う。 		
所管課	学校管理課、国際文化交流課		

事業No.	16	事業名	学校における外国籍児童生徒への支援（再掲）
事業内容	・日本語指導が必要な外国籍児童生徒などに対して、語学指導補助員を派遣し、学校生活や学習の支援を行う。		
所管課	学校管理課		

事業No.	17	事業名	高校進学に向けた進路指導の充実【新規】
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県が実施している高校進学ガイダンス等への協力を行う。 ・高校進学に向けた進路指導について、外国籍生徒の実態に応じたきめ細やかな支援を行う。 		
所管課	国際文化交流課、教育指導課		

事業No.	18	事業名	留学生を始めとする外国籍市民の就業支援
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所やハローワーク等と連携し、地元企業への就業を支援する取組を検討する。 		
所管課	産業振興課、雇用支援課		

事業No.	19	事業名	外国籍市民向け防災対策の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課と連携し、さまざまな外国籍市民向けの防災対策を行う。 		
所管課	防災危機管理室		

事業No.	20	事業名	外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供【新規】
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関の外国籍市民への対応状況を調べ、多言語による情報提供事業について検討する。 		
所管課	保健医療推進課		

事業No.	21	事業名	健康診断や健康相談における外国籍市民への対応【新規】
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種予防事業や健診事業に係る多言語化・やさしい日本語化の取組を推進する。 		
所管課	健康管理課、健康づくり支援課、国民健康保険課、保健予防課		

事業No.	22	事業名	医療機関における多言語・やさしい日本語の普及促進【新規】
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における多言語化・やさしい日本語化を促進する取組を検討する。 		
所管課	保健総務課		

事業No.	23	事業名	生活オリエンテーション等の実施【新規】
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室等を通じて、生活情報や行政情報の発信を行う。 ・本市転入時に外国籍市民に向けて、生活リーフレット等の配布を行う。 		
所管課	国際文化交流課、市民課		

事業No.	24	事業名	自治会・町内会等への外国籍市民の加入促進
事業内容	・外国籍市民向け自治会加入促進パンフレットを多言語で作成し、配布を希望する自治会に提供する。		
所管課	地域づくり推進課		

事業No.	25	事業名	外国籍市民に対する居住支援【新規】
事業内容	・賃貸住宅に関する慣例や仕組み等に関する情報を、外国籍市民へ多言語ややさしい日本語で提供する取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

2. 多文化共生意識を持った市民の育成

(1)市民の人材育成

外国籍市民との共生に資する人材を育てるため、以下の事業を実施します。

事業No.	26	事業名	日本語ボランティアの育成
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語ボランティアを養成する講座を開催し、外国籍市民に日本語を指導する人材を育成する。 ・外国籍市民に日本語を教える技術の向上を目的とした研修会を開催する。 		
所管課	国際文化交流課、大東南公民館		

事業No.	27	事業名	国際理解講座、多文化共生理解講座の開催
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の国際感覚や多文化共生意識を涵養するため、語学やさまざまな国の文化や歴史を学ぶ講座を開催する。 ・市民活動・生涯学習施設における提案事業講座の一部で、語学などの講座を開講する。 		
所管課	国際文化交流課、文化芸術振興課		

事業No.	28	事業名	国際化や多文化共生に対応した職員の育成
事業内容	・外国籍市民に対する接遇や、やさしい日本語の使い方など多文化共生社会に対応できる職員を育成する。		
所管課	国際文化交流課、職員課		

事業No.	29	事業名	外国籍市民の防災への参画を促す取組の推進【新規】
事業内容	・防災訓練等へ外国籍市民や多文化共生キーパーソン等の参画を促進する取組を行う。		
所管課	防災危機管理室		

(2)市民の人材活用

多文化共生を進めるためにも、以下の事業を推進することにより、日本人市民の人材を活用するとともに、外国籍市民の人材活用も進めます。

事業No.	30	事業名	日本語ボランティアの活用
事業内容	・国際交流センターなどで日本語を教える日本語ボランティアと協働し、日本語ボランティアの活用を通じた外国籍市民の支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	31	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用（再掲）
事業内容	・市の事業に係る通訳や翻訳を行う無償ボランティア制度を運営し、コミュニケーション支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	32	事業名	外国籍市民国際人材ネット（K-net）の充実
事業内容	・地域の国際化や多文化共生の理解を助ける外国籍市民の登録制度（K-net）の周知を図り、人材の確保に努める。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	33	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度への外国籍市民の登録促進【新規】
事業内容	・通訳・翻訳ボランティア登録制度を周知し、日本語も堪能な外国籍市民の登録を促し、その活用を図る。		
所管課	国際文化交流課		

(3)NPO 等との協力・連携

NPO をはじめとする市民団体や、外国籍市民と関係する機関や団体との連携を図るため、以下の事業を行います。

事業No.	34	事業名	国際交流・多文化共生に係る市民団体などへの支援
事業内容	・地域の国際化に貢献する市民団体が行う事業に対する補助を行い、その活動を支援する。 ・市民活動団体が地域の課題解決に向けての取組について、市との協働事業としての実施を促進し、その活動を支援する。		
所管課	国際文化交流課、地域づくり推進課		

事業No.	35	事業名	NPO・日本語学校等と連携し、日本人市民と外国籍市民が交流する場づくり
事業内容	・NPO や日本語学校などとの連携・協働を通じ、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

(1)交流機会の充実

孤立しがちな外国籍市民と「顔の見える関係」を築くため、以下の事業を推進します。

事業No.	36	事業名	国際交流センター等における外国籍市民と日本人市民との交流機会の充実
事業内容	・国際交流センターでの各種事業を通じ、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	37	事業名	キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援及び連携強化
事業内容	・外国籍市民のコミュニティやキーパーソンなどと連携を強化し、地域社会への参画を促す。		
所管課	国際文化交流課		

(2)差別的言動の解消と多様性の尊重

外国籍市民に対する差別的言動を解消し、共生していくために、以下の事業を推進します。

事業No.	38	事業名	不当な差別的言動の解消【新規】
事業内容	・外国籍市民であることを理由とした差別の解消に向け、啓発活動の取組を行う。		
所管課	人権推進課、地域教育支援課		

事業No.	39	事業名	国際理解講座、多文化共生理解講座の開催（再掲）
事業内容	・市民の国際感覚や多文化共生意識を涵養するため、語学やさまざまな国の文化や歴史を学ぶ講座を開催する。 ・市民活動・生涯学習施設における提案事業講座の一部で、語学などの講座を開講する。		
所管課	国際文化交流課、文化芸術振興課		

(3)外国籍市民の要望や意見の聴取

外国籍市民の行政に対する要望や意見を取り入れるために、以下の事業を推進します。

事業No.	40	事業名	外国籍市民会議の開催
事業内容	・外国籍市民の意見を市政に取り入れ、多文化共生社会の実現を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	41	事業名	外国籍市民の意見を吸い上げ反映する仕組みの構築【新規】
事業内容	・外国籍市民が意見や要望を出しやすい環境整備を推進する。		
所管課	広聴課		

(4)市行政組織における推進体制の整備

今後ますます増加が見込まれる外国籍市民に対する行政ニーズに対応するため、本市の多文化共生推進体制について検討します。

事業No.	42	事業名	多文化共生施策の推進を所管する担当部署の設置検討【新規】
事業内容	・新たな行政ニーズに対応できるようにするため、多文化共生施策を効率的に推進する体制を構築する。		
所管課	行政改革推進課		

(5)関係機関等との連携・協働体制の構築

多文化共生施策を推進するにあたっては、外国人材の受入れの現状把握や専門家の活用などが必要になるため、以下の事業を推進します。

事業No.	43	事業名	外国人受入機関等地域の外国籍市民に関わる組織等の把握及び連携強化【新規】
事業内容	・特定技能外国人の受入機関などとの連携を構築する取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	44	事業名	多文化共生アドバイザー・マネージャー・コーディネーター等の活用【新規】
事業内容	・先進的な多文化共生施策を立案するために、有識者派遣制度の活用を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	45	事業名	地域の多文化共生施策を専門に担う外郭団体の設立または業務委託の調査【新規】
事業内容	・よりきめ細やかな外国籍市民の生活支援を行うため、専門性を備えた外郭団体の設立または業務委託について調査する。		
所管課	国際文化交流課		

4. 姉妹・友好都市交流などの充実

(1)姉妹・友好都市との交流事業の充実

姉妹・友好都市との交流や協力関係を深めるため、以下の事業を実施します。

事業No.	46	事業名	川越市姉妹都市交流委員会への支援
事業内容	・海外及び国内6市町村との姉妹・友好都市交流事業を実施し、市民同士の相互理解と友好親善を深める。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	47	事業名	中学生交流団などの相互派遣事業の実施
事業内容	・本市の未来を担う中学生を海外姉妹都市（オッフェンバッハ市／セーレム市）などに派遣し、相互理解と友好親善を深める。 ・市立川越高等学校生徒とノースセーレム高校生徒が隔年で相互訪問し、相互理解と友好親善を深める。		
所管課	国際文化交流課、市立川越高校		

事業No.	48	事業名	姉妹都市の活用（KETの採用）
事業内容	・姉妹都市セーレム市から学生を本市の英語指導助手として招聘し、児童生徒の国際感覚を育む。		
所管課	教育センター		

事業No.	49	事業名	ビジネス研修生交換プログラムへの協力
事業内容	・姉妹都市オッフェンバッハ市商工会議所と川越商工会議所間のビジネス交流として、ビジネス研修生交流プログラムに協力する。		
所管課	国際文化交流課		

(2)地域の活性化につながる国際交流の推進

本市の歴史や観光資源を生かした国際交流を推進するため、以下の事業を推進します。

事業No.	50	事業名	オリンピックホストタウン関連事業の推進
事業内容	・タイ王国のオリンピックホストタウンとして、タイ王国旧正月水かけまつりへの協力など、東京2020オリンピックのレガシーを活かした文化交流事業の推進を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	51	事業名	海外に通用する川越の地域資源を活用した海外観光客誘致【新規】
事業内容	・海外インバウンド需要を取り込み、地域の活性化を図るため、川越の地域資源を生かした取組について検討する。		
所管課	観光課、産業振興課		

事業No.	52	事業名	地域産業の国際化支援【新規】
事業内容	・地域産業の国際化を促進するためジェトロ等との連携により、海外との経済交流を促し、経済活性化を図る取組について検討する。		
所管課	産業振興課		

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

多文化共生施策や国際化施策を推進するにあたっては、市民のニーズや社会的背景を踏まえたうえで、生活を送るのに必要不可欠な分野から計画的かつ継続的に取組を展開していくことが求められます。

また、市の事業だけではなく、市民、NPO・ボランティア団体等、教育機関、民間事業者、自治会組織などが連携し、本市における多文化共生施策や国際化施策を推進していく必要があります。

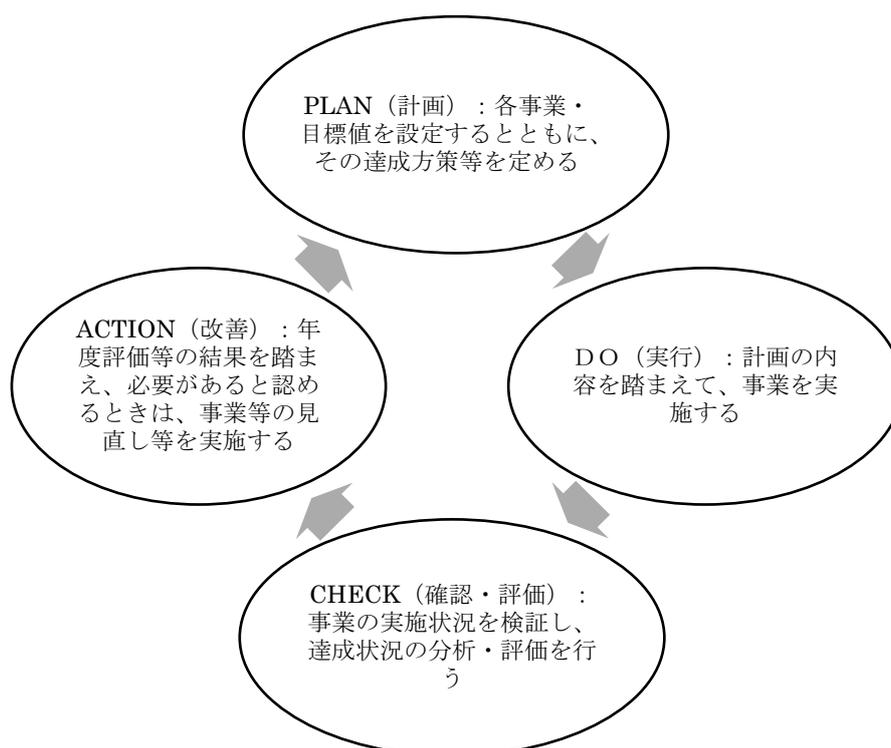
【それぞれの役割】

市民	多文化共生における地域づくりの主役は、外国籍市民と日本人市民であることから、両者がお互いの文化を尊重しつつ共に地域社会で生活する隣人として、相互理解を深めながら一緒に、活躍していくことが期待されています。
市	多文化共生社会の実現に向けて、本計画を広く周知するとともに、本基本計画に記載された施策の着実な実施、市内関係団体との横断的な協力体制の構築により、多文化共生を推進します。また、本計画を基に、庁内における多文化共生意識を醸成し、各所属が連携して施策の推進に努めます。
NPO・ボランティア団体等	地域における外国籍市民の実態を直接把握し、支援を実施している団体であることから、行政をはじめとした他団体との協働により、市の多文化共生施策の充実に貢献することが期待されています。
大学	多文化共生に関する学術的知見を活かして、行政や関係団体と連携した取組を実施していくことが期待されています。また、外国人留学生に対して高度な教育や生活に関する適切な支援を行うことによって、地域の経済活動の担い手となり得る高度人材を育成・供給することが求められます。さらに、日本語教育人材等の多文化共生を担う人材の継続的育成を行うことも重要な役割となります。
学校	外国籍市民児童生徒等の能力に応じた適切な日本語学習や教科学習指導により、児童・生徒の地域社会における生活基盤の確立を図ることが期待されています。
医療・保健・福祉関係機関	外国籍市民の生命や健康の維持に関わる機関として、言語や文化の違いに配慮した受入れ体制の整備や、健康・福祉に関わる情報提供に努めていくことが期待されています。

民間事業者	外国人労働者の雇用にあたっては、労働関係法令を遵守し適正な労働環境の確保に努めるとともに、外国人労働者の日本語学習等の生活支援の充実を図っていく必要があります。
自治会・町内会	地域づくりにおいて中心的役割を果たす団体であることから、外国籍市民の加入促進を図るとともに、地域イベントの実施、積極的参加を促し、日本人市民との交流を深めることにより、多文化共生の地域づくりをすることが期待されています。

2. 計画の進行管理と評価方法

本計画を推進するために、PDCA サイクルを構築し、計画の評価・改善を行います。また、毎年、庁内関係課等で構成する会議を開催し、各施策や目標値等の実績を把握し、国や県の動向も踏まえながら、計画の分析・評価を行い、必要に応じ、計画の変更や事業の見直し等を行います。



3. 計画の指標

※今後、2つ程度、具体的な数値指標を設定する予定です。

◆第五次川越市国際化基本計画「素案」⇒「原案」構成変更について

【素案】

第1章 川越市国際化基本計画の策定について

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 現状と課題
 - (1)人口減少と少子高齢化の進行
 - (2)外国籍市民の増加
 - (3)国による多文化共生推進の取組
 - (4)持続可能な開発目標（SDGs）の推進
 - (5)深刻化する気象災害・自然災害
 - (6)訪日外国人旅行者の増加

【原案】

第1章 川越市国際化基本計画の策定について

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 本市を取り巻く現状と課題
 - (1)国際化や多文化共生に関する社会情勢
 - ア 人口減少と少子高齢化の進行
 - イ 外国籍市民の増加
 - ウ 訪日外国人旅行者の増加
 - エ 深刻化する気象災害・自然災害
 - オ 持続可能な開発目標（SDGs※）の推進機運の高まり
 - (2)国際化や多文化共生に関する国の現状
 - (3)国際化や多文化共生に関する埼玉県の実況
 - (4)国際化や多文化共生に関する川越市の現状
 - ア 川越市における外国籍市民に関する統計データ
 - ①本市の総人口の推移
 - ②本市人口の年齢別構成
 - ③外国籍市民数の推移
 - ④国籍別比率の内訳
 - ⑤主要5国籍の年齢区分別比率
 - ⑥在留資格別比率
 - ⑦地区別比率
 - イ 川越市における外国人観光客の現状
 - ウ 川越市国際化に関する市民意識調査結果に見る現状と課題

第2章 これまでの取組

1. 前計画の進捗状況
2. これまでの取組や成果
3. 前計画の検証と課題、今後の方向性

第2章 これまでの取組

1. 前計画について
2. これまでの取組や成果
3. 前計画の検証と課題、今後の方向性

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念
2. 基本目標
 - (1)外国籍市民への支援の充実
 - (2)多文化共生意識を持った市民の育成
 - (3)外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
 - (4)姉妹・友好都市交流などの充実

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念
2. 基本目標
 - (1)外国籍市民への支援の充実
 - (2)多文化共生意識を持った市民の育成
 - (3)外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
 - (4)姉妹・友好都市交流などの充実

第4章 計画の体系

第4章 計画の体系

第5章 施策の内容（未記載）

第5章 施策の内容

1. 外国籍市民への支援の充実
 - (1)コミュニケーション支援
 - (2)外国籍市民の生活支援
2. 多文化共生意識を持った市民の育成
 - (1)市民の人材育成
 - (2)市民の人材活用
 - (3)NPO等との協力・連携
3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
 - (1)交流機会の充実
 - (2)差別的言動の解消と多様性の尊重
 - (3)外国籍市民の要望や意見の聴取
 - (4)市行政組織における推進体制の整備
 - (5)関係機関等との連携・協働体制の構築
4. 姉妹・友好都市交流などの充実
 - (1)姉妹・友好都市との交流事業の充実
 - (2)地域の活性化につながる国際交流の推進

(注) 赤字は新規に記載した事項

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理と評価方法
3. 計画の指標（未記載）

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理と評価方法
3. 計画の指標（未記載）

【参考資料2】

川越市国際化基本計画審議会委員名簿

(役職別・順不同)

役職	氏名	職業等	性別	出身国
会長	助川 泰彦	東京国際大学 教育研究推進機構教授	男	日本
副会長	焦 雁	川越市外国籍市民会議 座長	女	中国
委員	小島 有利子	尚美学園大学 芸術情報学部 教授、国際交流センター長	女	日本
委員	栗原 良則	川越商工会議所 経営支援部長	男	日本
委員	小林 康史	かわごえ国際ボランティアの会 副代表 行政書士	男	日本
委員	佐久間 美希	川越市国際ボランティア”kerria” 代表	女	日本
委員	清水 俊男	川越市姉妹都市交流委員会 代表	男	日本
委員	間 志津江	公募委員	女	日本
委員	清水 裕幸	公募委員	男	日本
委員	ウェン・トゥン・アン	(留学生) 東京国際大学 大学院生	男	ベトナム